

(案)

(仮称)第4期さかい男女共同参画プラン

堺市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の経緯	1
II 計画の基本的な考え方	
1. 目的及び基本理念	1
2. めざすべき社会	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2
III 計画策定の背景	3
1. 男女共同参画施策の動向	3
（1）世界の動き	3
（2）国・府の取り組み	4
（3）堺市の取り組み	4
2. 堺市を取り巻く最近の社会経済情勢について	6
（1）少子高齢化の進展	6
（2）不安定な雇用情勢や貧困など生活上の困難に直面する人々の増加	7
（3）単身世帯やひとり親世帯の増加	9
（4）個人の帰属意識の多様化と地域社会における人間関係の希薄化	10
（5）国際化の進展	12
3. 第3期さかい男女共同参画プランにおける取り組み状況と課題	13
（1）「男女共同参画に向けての社会システムの変革」への取り組み	13
（2）「労働の分野における男女平等の確立」への取り組み	13
（3）「職業と家庭、地域活動との両立支援」への取り組み	14
（4）「女性の人権の尊重」への取り組み	14

第2章 施策の基本的方向（体系）

1. 視点	15
2. 基本課題	16
3. 社会経済情勢等をふまえて優先的に取り組むべき重点項目	16
4. 計画達成に向けた進行管理	16
5. 計画概念図	17
6. 計画体系図	18
7. 計画の施策体系図	19

第3章 施策の基本的方向

I	基本計画（10年間の基本方向）及び施策の具体的展開（前期5年の実施計画）	
	基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進	21
	（1）人間らしい生活を送るための働き方の見直し	22
	（2）女性の活躍による経済の活性化	25
	（3）男性の働き方の見直し	28
	（4）育児・子育て・介護支援の充実	30
	基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	33
	（1）女性に対する暴力の根絶	34
	（2）自立と安定した生活を送るための支援	37
	（3）生涯にわたる健康支援	40
	（4）子ども虐待の防止	45
	基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進	47
	（1）男女平等教育の推進	48
	（2）男性にとっての男女共同参画	52
	（3）高齢者にとっての男女共同参画	54
	基本課題4 地域における男女共同参画の推進	56
	（1）活力ある地域活動の推進	58
	（2）地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実	61
	（3）男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における 安全・安心なまちづくり	63
	基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出	65
	（1）ジェンダー平等*に向けた意識の変革	66
	（2）政策方針決定過程への女性の参画*促進	69
	（3）ジェンダー平等*に向けた国際的協調	71
II	計画の推進にあたって	73
III	成果指標*（アウトカム指標*）一覧	74
<参考資料>		
	審議経過・名簿	○
	パブリック・コメント結果	○
	用語解説	76
	条例・規則・法律・条約	85
	「国際婦人年」以降の女性に関する動き（年表）	101

※ 文中の用語で右上に（*）を付記しているものは、巻末に用語説明を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の経緯

堺市では、2002年（平成14年）3月に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例の理念に基づき、男女共同参画の総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、さまざまな取り組みを実施しています。第3期さかい男女共同参画プラン（改定）（2006年度〔平成18年度〕）は、2011年度（平成23年度）で計画期間が満了となります。

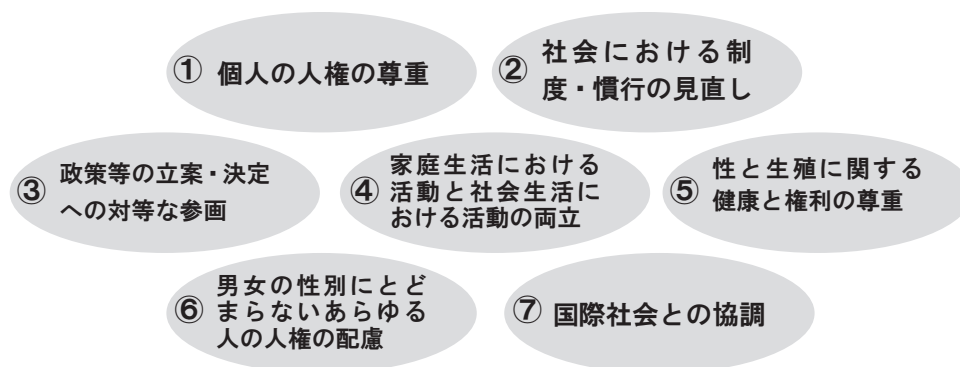
このため、（仮称）第4期さかい男女共同参画プラン策定にむけ、2011年（平成23年）2月に、堺市男女平等推進審議会に対し「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問、同年5月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申をふまえ、「（仮称）第4期さかい男女共同参画プラン（以下、「計画」という。）」を策定します。

II 計画の基本的な考え方

1. 目的及び基本理念

この計画は、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に対等なパートナーとして参画*できる男女共同参画社会*の実現をめざし、条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念（「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」から要約）



2. めざすべき社会

この計画は、男女共同参画社会*の実現をめざします。

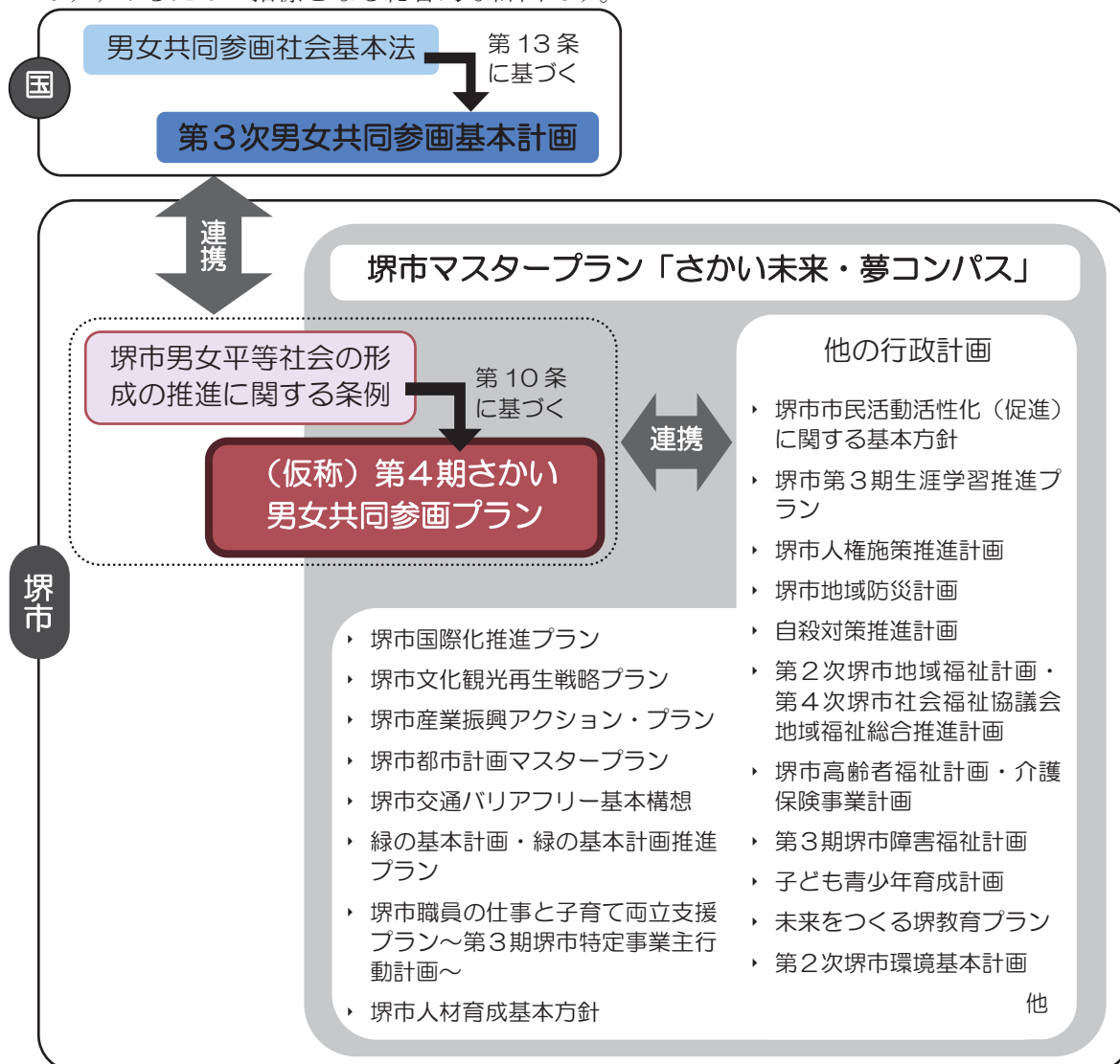
計画がめざす男女共同参画社会*とは

- ①すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会
- ②個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担う多様性に富んだ活力ある社会
- ③性別による決め付けがなく、誰もが仕事と生活の調和が取れた豊かな人生を送ることができる社会
- ④国際的な評価を得られる男女平等社会

3. 計画の位置づけ

この計画は、条例第 10 条に定めている「男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。「男女共同参画社会基本法*」第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、この計画は堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』」を上位計画とし、行政のあらゆる分野の施策等を、男女共同参画の視点をもってすすめるための指標となる総合的な計画です。



4. 計画期間

この計画の期間は、2012 年度（平成 24 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）までの 10 年間とします。具体的な施策を取り組む実施計画部分については、前期実施計画期間を 2012 年度（平成 24 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）までの 5 年間とします。

また、実効性のあるアクション・プランとするため、2つの指標を掲げ取り組みます。

①「活動指標*（アウトプット指標*）」

「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の指標。5 年間で取り組む具体的な事業について、実施内容や実施状況を示す目標を定めています。ただし、すでに取り組み中の事業の場合には、その計画終了年度を記載している場合があります。

②「成果指標*（アウトカム指標*）」

取り組みの結果、「何」が「どのように」なったか」の指標。10 年間で取り組む課題の達成状況を測る目標を定めています。

Ⅲ 計画策定の背景

1. 男女共同参画施策の動向

(1) 世界の動き

男女共同参画の取り組みは、国際連合（以下、「国連」という。）を中心として「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと連動し、多くの女性たちの活動に支えられて進められてきました。

国連は、1975年（昭和50年）を国際婦人年と定め、この年にメキシコで第1回世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。そして、翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。1979年（昭和54年）には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」（以下、「女性差別撤廃条約*」という。）を採択し、1985年（昭和60年）にナイロビで開かれた第3回世界女性会議では、2000年（平成12年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議においては、同戦略の完全実施を図るための見直しと評価が行われ、「ジェンダー主流化*」が社会経済発展に不可欠な要件であることを明記した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。2000年（平成12年）のニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。2005年（平成17年）の「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」及び2010年（平成22年）の「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」では、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。2011年（平成23年）には「ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*のための国連機関（略称：UN Women*）」が正式に発足し、DV*防止や経済的状況の改善など女性の権利への支援が大きな課題として捉えられています。

また、近年においては、国連安全保障理事会においても平和と安全を守るうえでの女性の役割がより明確な形で討議に盛り込まれるようになりました。2000年（平成12年）には女性・平和・安全に関する国連安全保障理事会決議第1325号*が採択され、国際的な女性の権利と平和、安全の問題を前進させる重要な契機となりました。その後、2008年（平成20年）と2009年（平成21年）には武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号*と第1888号*が、さらに2009年（平成21年）には決議第1325号*の実施加速に向けての具体的な行動を求める決議第1889号*が採択されています。

そのほか、国連以外の国際機関においても男女共同参画に関する重要な取り組みが進められています。例えば、国際労働機関（略称：ILO）は、2009年（平成21年）6月に開かれた第98回総会で「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）*」の中心にあるジェンダー（男女）平等*をテーマとして取り上げ、仕事の世界における男女平等を実現するための具体的な方策を検討・提案しています。また、ILOは2011年（平成23年）6月にUN Women*と男女平等の促進、性に基づく差別の撤廃、家事労働者の保護、最低限の社会的保護の促進ジェンダー*に基づく職場内暴力の撲滅などの幅広い内容の覚書を締結し、働く人々の男女平等に向けての協働を進めています。

（２）国・府の取り組み

我が国においては、1977 年（昭和 52 年）に初の「国内行動計画」を策定し、以後、国際的な動きを受けて、国内でも総合的、体系的な取り組みを進めてきました。

1985 年（昭和 60 年）に「女性差別撤廃条約*」を批准し、1996 年（平成 8 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。1999 年（平成 11 年）6 月には、取り組みの総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法*」を公布・施行し、2000 年（平成 12 年）には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」（2005 年〔平成 17 年〕改定）を策定しました。

しかし、2008 年（平成 20 年）3 月には ILO 条約勧告適用専門家委員会から我が国に対し、男女の賃金格差が依然として非常に大きいこと等の問題点が指摘され、男女同一価値労働同一報酬の原則を規定するための法改正の措置をとるよう求める勧告が出されました。さらに、2009 年（平成 21 年）には女性差別撤廃委員会（CEDAW）から我が国に対する最終見解が示され、男女の婚姻適齢や女性の再婚禁止期間、選択的夫婦別氏制度等に関する民法上の問題をはじめ、固定的な性別役割分担*意識、女性に対する暴力、人身取引及び売春による性的搾取、政治的・公的活動への平等な参画*、教育、雇用、家庭と仕事の両立、社会的弱者グループの女性、健康など多くの分野にわたる女性差別に対し速やかに対策を講じるよう勧告されています。

これらの国際機関による勧告を真摯に受け止め、我が国では 2010 年（平成 22 年）12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画*」を策定し、取り組みを進めるよう努めているところです。また、2011 年（平成 23 年）2 月には男女共同参画会議の下に監視専門調査会を設置し、女性差別撤廃委員会（CEDAW）による最終見解への対応や「第 3 次男女共同参画基本計画*」の実施状況についてのフォローアップを行っています。

大阪府では、1981 年（昭和 56 年）に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、1986 年（昭和 61 年）には「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、1991 年（平成 3 年）に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに 1997 年（平成 9 年）には、北京行動綱領等をふまえ「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して、2000 年度（平成 12 年度）を目標年度として施策の推進に取り組んできました。

2001 年（平成 13 年）に「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（2006 年〔平成 18 年〕改定）を策定するとともに、2002 年（平成 14 年）に府民や事業者とともに男女共同参画社会*の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。2011 年（平成 23 年）に「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたため、「大阪男女共同参画プラン（2011・2015）」が策定されました。

全国の自治体においても、男女共同参画基本法に基づき条例や基本計画を策定し、施策を推進するための体制の整備が進められています。

（３）堺市の取り組み

1982 年（昭和 57 年）堺市議会の「女性差別撤廃条約*」の早期批准に向けての要望決議や、女性団体からの要望など女性差別撤廃の気運の高まりを受け。1983 年（昭和 58 年）3 月「堺市婦人問題行動計画」（1987 年（昭和 62 年）3 月「堺市女性問題行動計画」と改題、一部計画改定）を策定し、1993 年（平成 5 年）「さかい女性プラン - 女と男がともに築く 21 世紀 - 第 2 期堺市女性問題行動計画」（1997 年（平成 9 年）12 月改定）

を策定し、あらゆる分野への女と男の共同参加から参画をめざした施策の推進に取り組んでまいりました。

1995 年（平成 7 年）1 月には、“第 2 回もっと素敵にフェスティバル”で市民による市民の行動目標として「女と男がいきるのや SAKAI 宣言」を採択し、全国初の男女共同参画宣言都市となりました。

1997 年（平成 9 年）1 月からは、男女共同参画宣言都市となったことを記念する、「さかい男女共同参画週間」（宣言をおこなった 1 月 21 日を含む 1 週間）を設置し、男女共同参画社会*の実現に向けた取り組みを市民とともに集中的に展開しています。

2002 年（平成 14 年）4 月には、大阪府下で初めての「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行し、同年 10 月には「堺市男女平等推進審議会」を設置するとともに、男女平等に関する苦情・処理制度もスタートさせました。

また、2002 年（平成 14 年）3 月に策定した「第 3 期さかい男女共同参画プラン」（2007 年（平成 19 年）改定）を条例第 10 条に規定する基本計画とし、毎年進捗状況について公表をおこなっているところです。

2009 年（平成 21 年）10 月 30 日～同年 11 月 1 日の 3 日間、「日本女性会議 2009 さかい」を開催し、全国から 4,000 人を超える参加者を向け、ジェンダー主流化*へのアプローチと男女共同参画社会*の実現に向けた交流・情報発信を展開しました。

2010 年（平成 22 年）11 月、2012 年（平成 24 年）3 月に現行プラン（第 3 期さかい男女共同参画）が計画期間の最終年を向かえることから、約 18 年ぶりに男女共同参画に関する市民意識実態調査を行い、いままでの取り組みについて評価をおこないました。今後は、これらをふまえた実効性のあるプランを策定すべく前期実施計画を含む 2012 年度（平成 24 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）の基本計画策定に取り組むこととしました。

2. 堺市を取り巻く最近の社会経済情勢について

(1) 少子高齢化の進展

堺市の年齢3区分の構成比《図1》みると、生産年齢人口（15～64歳）は2000年（平成12年）70.7%、2005年（平成17年）66.6%、2010年（平成22年）63.1%と減少を続けていますが、老年人口（65歳以上）は、2000年（平成12年）14.8%、2005年（平成17年）18.6%、2010年（平成22年）22.5%と増加し続けており、今後《図2》は55～64歳の人口規模の大きな世代が老年人口層に移り、一層高齢化が進展していくことが予想され、それとともに生産年齢人口の更なる減少が懸念されます。

また、合計特殊出生率*《図3》は、全国平均と同様、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っており、長年減少傾向にありましたが、2005年（平成17年）の1.23を底に増加傾向に転じ、2009年（平成21年）には1.37（全国平均1.37）となっています。

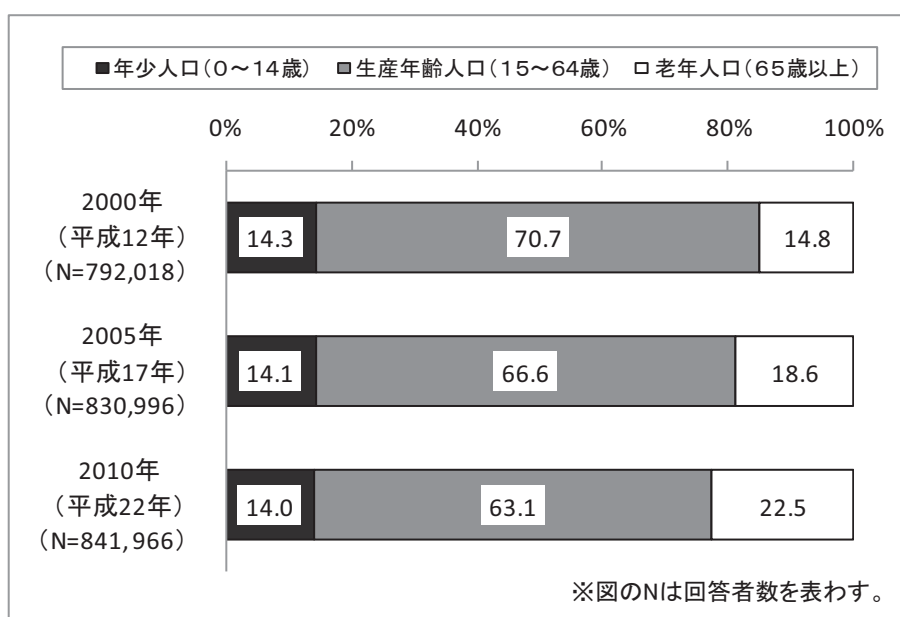


図1 年齢3区分の構成比（堺市）

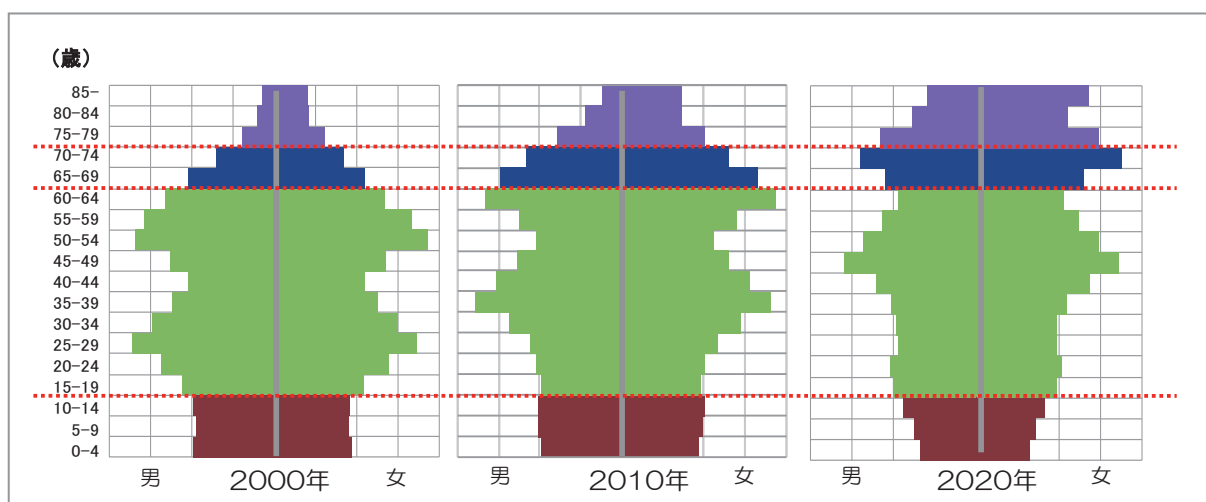


図2 堺市人口の年齢構成割合の変化

※2000・2010年は国勢調査による実績値、2020年は国立社会保障・人口問題研究所による市町村別将来推計人口

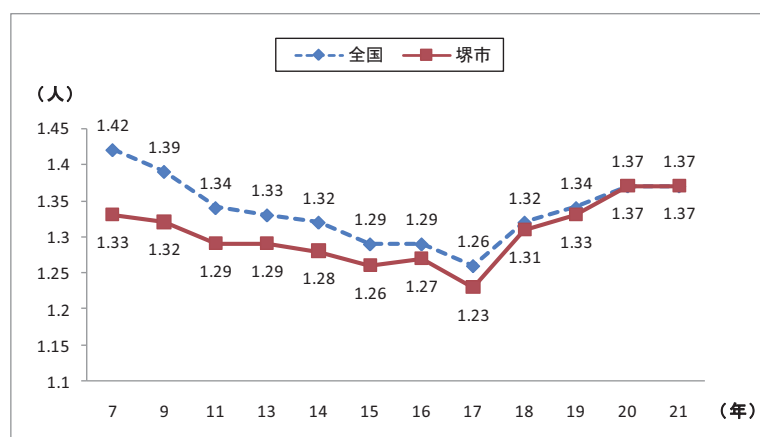


図3 合計特殊出生率*の推移（堺市・全国）

（２）不安定な雇用情勢や貧困など生活上の困難に直面する人々の増加

日本経済の長期的な低迷は、完全失業率*《図4》にあらわれており、2002年（平成14年）には7.7%（大阪府）と最高値となり、以来ゆっくりと改善傾向となったものの、2009年（平成21年）から再び悪化し、2010年（平成22年）には6.9%（大阪府）となっています。また、堺市の生活保護率は増加をたどっており、2009年度（平成21年度）の保護率《図5》を、人口1,000人あたりで換算すると27.0人となっています。

また、雇用者に占める「パート」や「アルバイト」などの非正規就業者の割合《図6》をみると、2002年（平成14年）の35.1%（大阪府）から2007年（平成19年）の38.6%（大阪府）と上昇し、全国平均の35.5%よりも高い状況が続いています。特に女性においては、5割以上が非正規就業者となっています。かつては広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、男性の非正規雇用の増加により、社会的な問題として顕在化してきた側面があります。

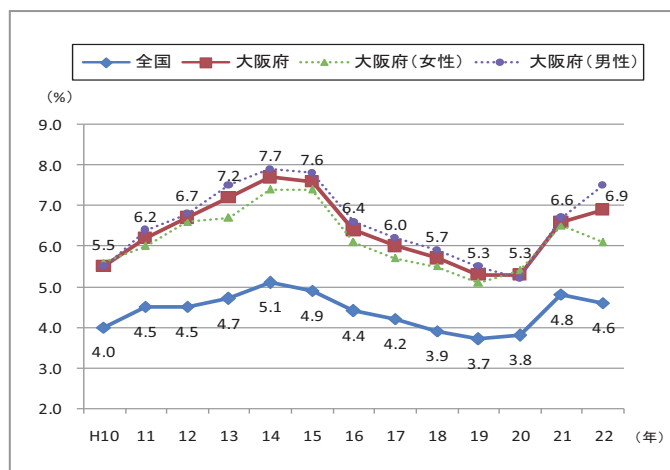


図4 完全失業率*の推移（全国・大阪府）

資料／労働力調査

* 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。

* 完全失業率…（働く意志があり）求職活動中で、仕事が見つければすぐに就労可能な15歳以上の者の労働力人口に占める割合。

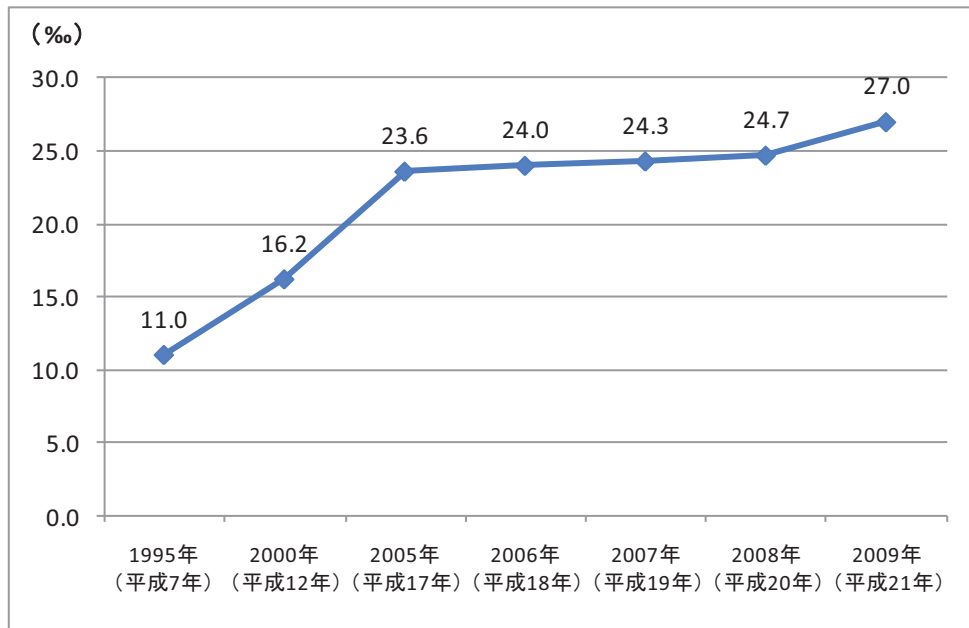


図5 生活保護率（千分比）の推移（堺市）

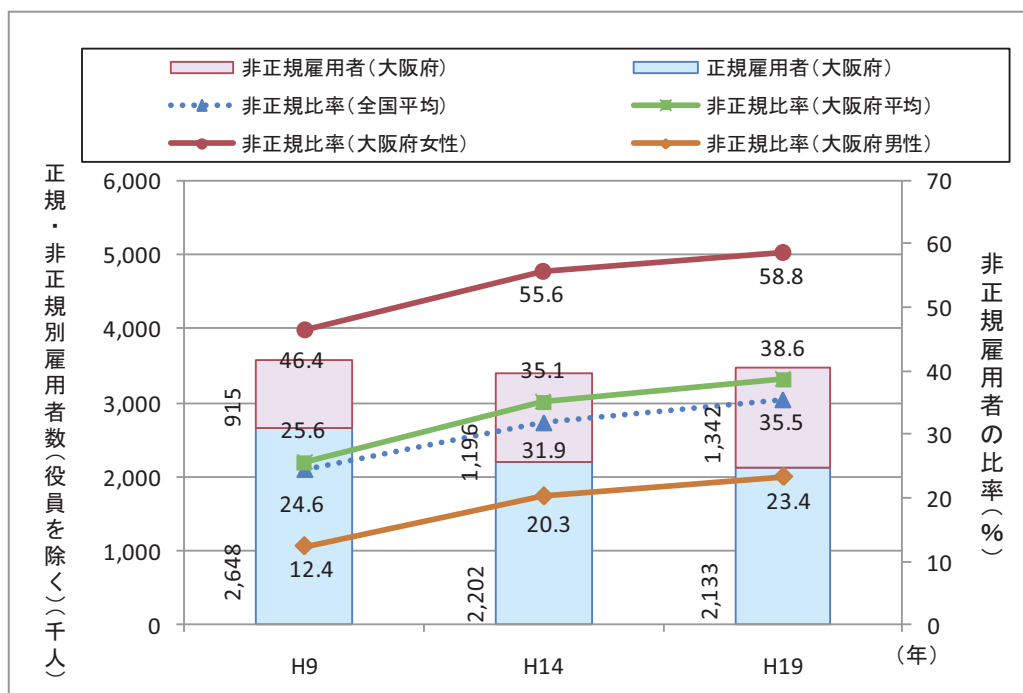


図6 非正規雇用者比率の推移（大阪府・全国）

資料／就業構造基本調査

（３）単身世帯やひとり親世帯の増加

堺市では、単身世帯《図 7》は 2005 年（平成 17 年）の 81,200 世帯（25.5%）から 2010 年（平成 22 年）の 103,487 世帯（30.1%）と増えています。そのうち、65 歳以上の高齢者の単身世帯《図 8》は 37,749 世帯で全単身世帯の 36.5%となっており、うち 26,839 世帯が女性の単身世帯となっています。ひとり暮らしの高齢者の 10 人に 7 人までが女性です。

また、20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯《図 9》は 2000 年（平成 12 年）の 5,779 世帯から 2005 年（平成 17 年）の 7,570 世帯と増加し、2010 年（平成 22 年）は 7,485 世帯とほぼ横ばいとなっています。そのうち、母子世帯は 6,898 世帯（92%）と高い割合を占めています。

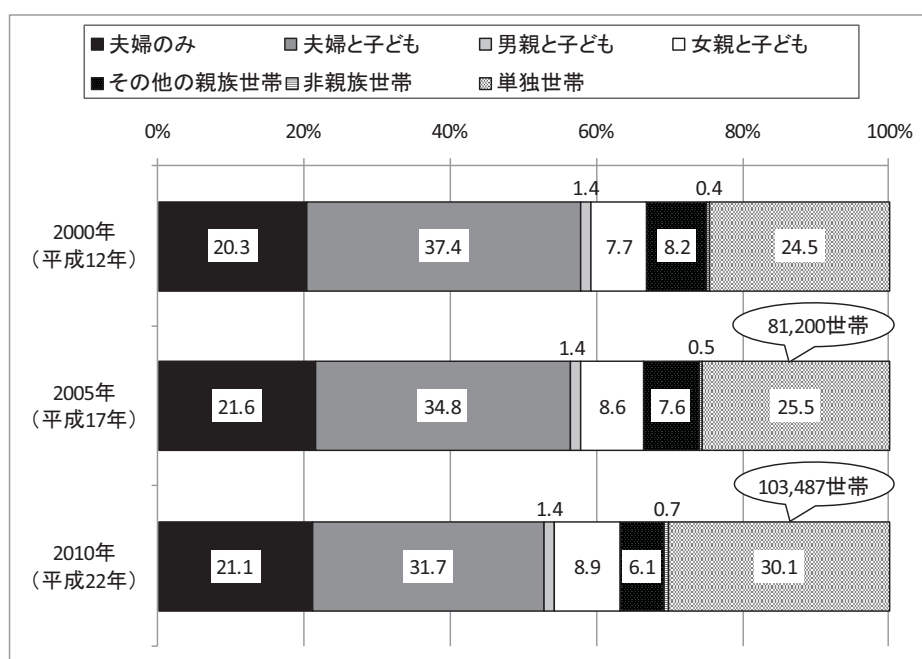


図 7 家族類型別世帯構成比の推移（堺市）

資料／国勢調査（平成 12・17・22 年）

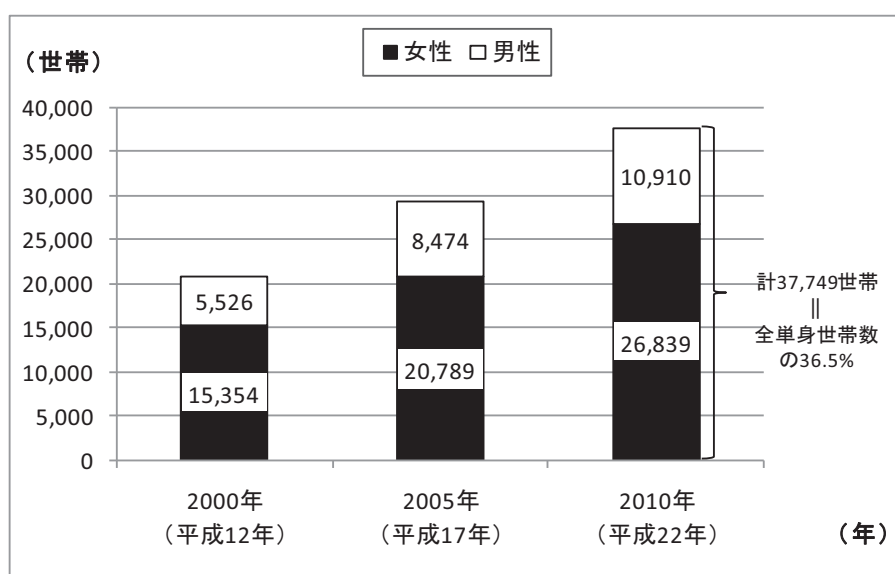


図 8 高齢単身世帯数（65 歳以上）の推移（堺市）

資料／国勢調査（平成 12・17・22 年）

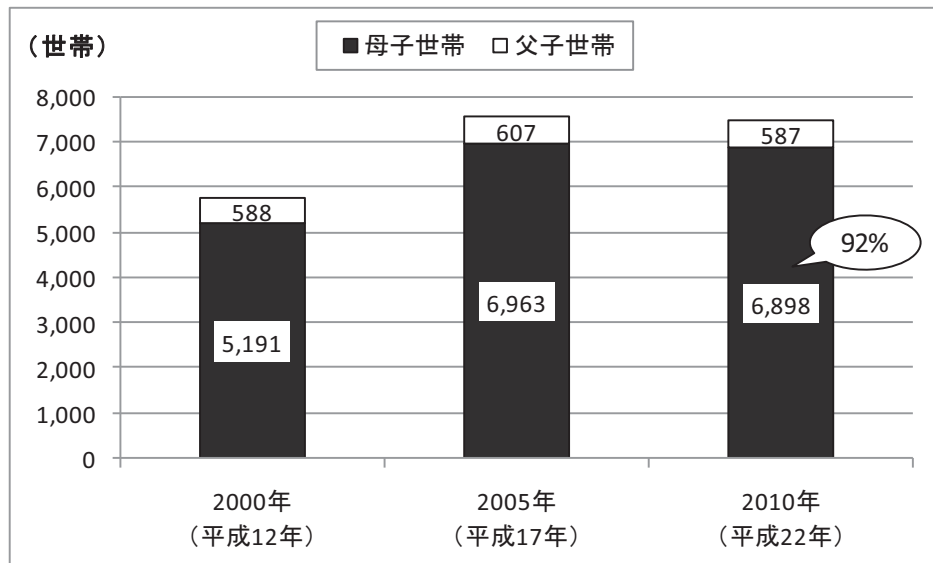


図9 ひとり親*世帯数の推移（堺市）

資料／国勢調査（平成12・17・22年）

（４）個人の帰属意識の多様化と地域社会における人間関係の希薄化

堺市では、NPO*法人やボランティア団体など地域で自立的に活動する市民・団体が増加しています《図10》。その活動分野は福祉が一番多く、次いで各地域のまちづくり、保健・医療等、今後のまちの発展に寄与する活動が幅広く行われています《図11》。一方で、町内会・自治会など既存の組織の加入率が低下するなど、地域のつながりの希薄化が懸念されます《図12》。

しかし今後は、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災をふまえ、地域での防災・災害復興対策の確立等「地域のつながり」を重視した施策等の実施が急がれます。

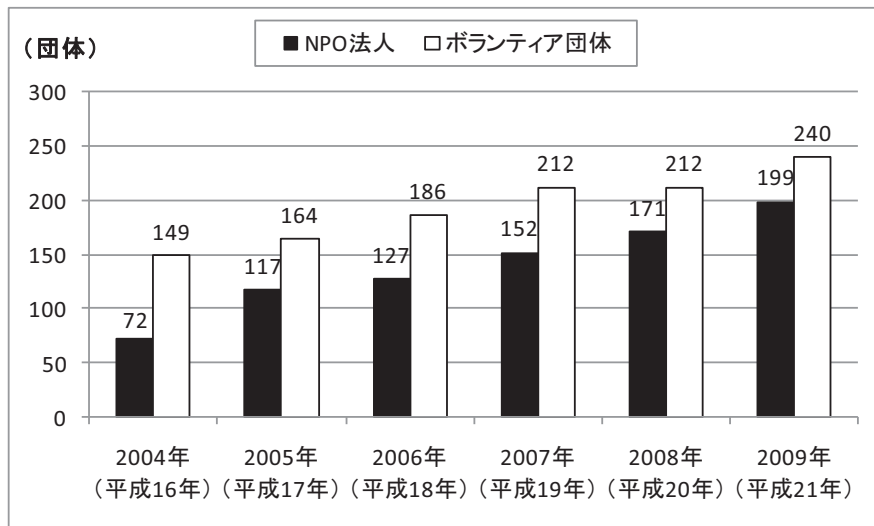
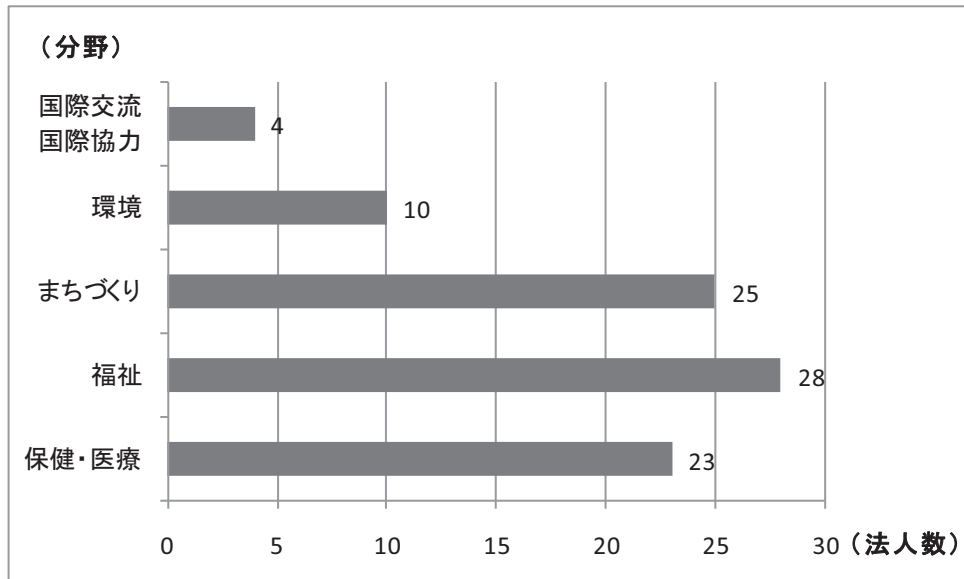


図10 市内のNPO*法人、ボランティア団体の推移（堺市） 堺市調べ

* 未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

* NPO…Non Profit Organization の略。その構成員に対して収益を分配することを目的としない、非営利の民間組織の総称。



※平成 22. 10 現在、堺市民活動支援基金に登録している NPO 法人*の内数。

図 11 NPO*団体の主な活動分野と法人数（堺市） 堺市調べ

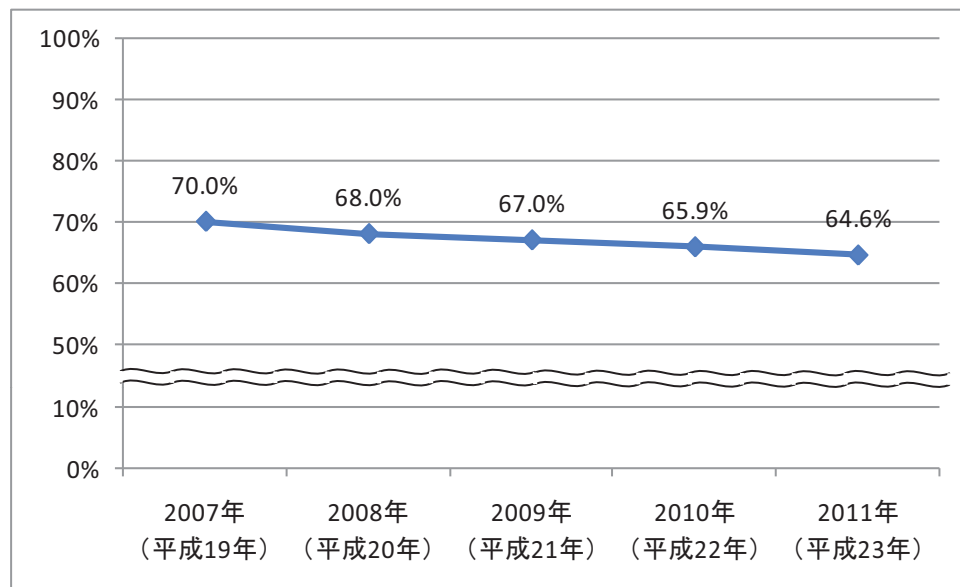


図 12 自治会加入率（堺市） 堺市調べ

（５）国際化の進展

堺市の2010年（平成22年）末の外国人登録者数は1万1千人を超えています〔図13〕。

また、2009年（平成21年）9月にベトナム総領事館が、同年10月には、UNIFEM（現UN Women*）日本事務所が開設されました。とりわけジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*のための国連機関として活動しているUN Women*日本事務所とは、今後、堺市の男女共同参画施策の推進に向け連携した取り組みが期待されています。

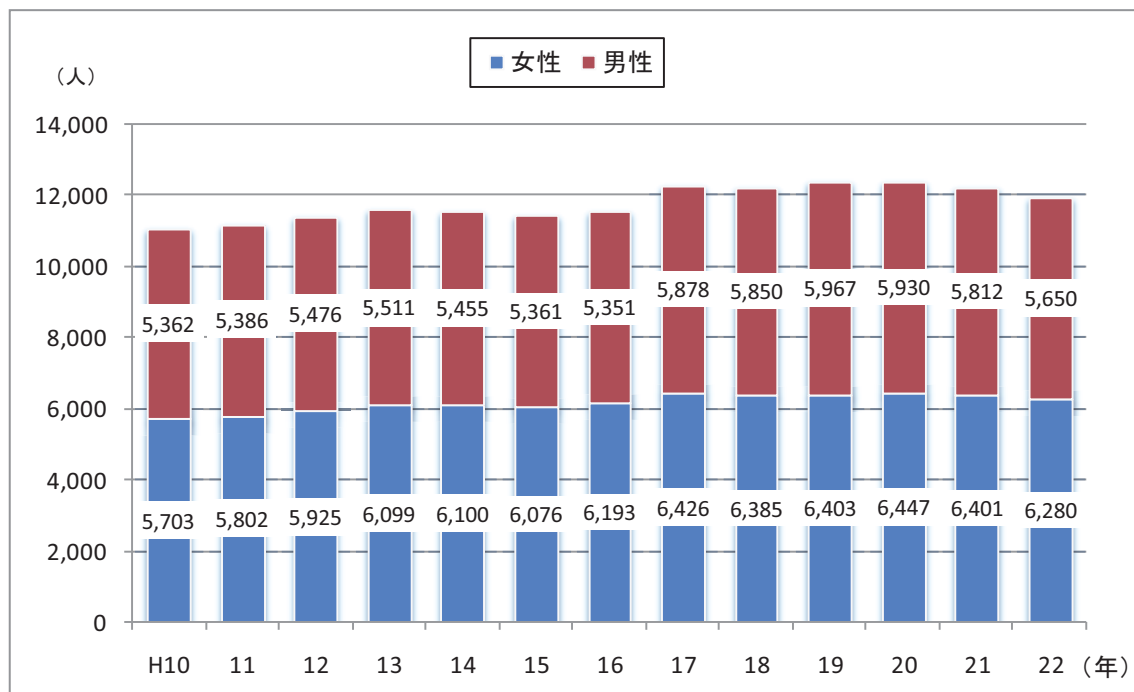


図13 外国人登録者数の推移（堺市）

3. 第3期さかい男女共同参画プランにおける取り組み状況と課題

(1)「男女共同参画に向けての社会システムの変革」への取り組み

堺市では、男女共同参画の実現に向けて市民と市職員の意識変革を進めるため、講座や講演会、研修等による啓発、冊子やインターネット等を通じた情報提供などさまざまな取り組みを進めてきました。また、庁内においては審議会等への女性の参画*促進、女性職員の役職者への登用を促進してきました。

しかし、2010年度（平成22年度）の市民意識・実態調査結果からは、依然としてあらゆる世代において男女ともに根強い固定的な性別役割分担*意識が残っており、国の重要施策や堺市の条例を含む施策・行政サービス等の周知度も低いことが明らかになっています。

また、市職員の役職者に占める女性比率は2011年（平成23年）4月時点で21.9%（2008年〔平成20年〕10月に設置した消防局は除く）と、プラン策定時（2007年〔平成19年〕4月）の17.6%から一定の進展はみられるものの、係長級試験における女性職員の受験比率は46.8%と、男性職員の86.8%に比べ低い水準にとどまっています。2010年度（平成22年度）の審議会等の女性委員の比率も33.4%と、2007年度（平成19年度）の32.2%から横ばい状態となっています。

こうした状況を打開するため、今後も市民や市職員に対し、男女共同参画の実現に向けたさらなる意識啓発や情報提供を進めていかなければなりません。特に、市が率先して、庁内における管理職を含めた職員研修の充実、各職場の現状把握と改善等を通じ、女性職員の役職者への登用や審議会等への女性の参画*拡大をより一層進めていくことが重要です。

(2)「労働の分野における男女平等の確立」への取り組み

女性が労働の場において十分に能力を発揮できるよう、事業所を対象としたセミナー等を通じて、女性管理職の育成や女性労働者の積極的登用などのポジティブ・アクション*の普及促進を行ってきました。また、女性の再就職支援として「女性しごとプラザ」の開設やハローワーク堺マザーズコーナーと連携したキャリアコンサルティングや各種セミナー、就職情報の提供等を実施してきました。

しかし、2009年度（平成21年度）の雇用状況・労働実態調査の結果においては、ポジティブ・アクション*に取り組む事業所の割合は、大企業では上昇しているものの中小企業では低下しています。また、市民意識・実態調査の結果からは、女性では正規就業を希望している人が多いにもかかわらず、現実には非正規就業者や専業主婦が多く、男性に比べ希望と現実の間には大きなギャップがあることが明らかになっています。

今後は、ポジティブ・アクション*に取り組む意義について広く啓発を進めるとともに、中小企業の実態に応じた取り組み支援を行う必要があります。また、女性の働き方の希望と現実のギャップを解消していくため、特に事業者に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定など多様な働き方が可能となる就業環境の整備や、組織内での固定的な性別役割分担*意識に基づく慣行の是正について、積極的な働きかけを進めていくことが重要です。

（３）「職業と家庭、地域活動との両立支援」への取り組み

これまで、仕事と子育て・介護の両立支援として、保育所への入所待機児童*の解消に向けた定員の弾力化や認証保育所*等の整備、多様な地域子育て支援・介護支援サービスの提供等に取り組んできました。また、ワーク・ライフ・バランス*について広く普及啓発を行うとともに、育児教室・料理教室の開催等を通じて男性の家庭生活への積極的な参画*促進を図ってきました。

しかし、未だ保育所への入所待機児童*は解消されておらず、市民意識・実態調査においても女性の離職理由としては家事・育児に関する項目が最も多く選択されています。また、同調査では、ワーク・ライフ・バランス*という言葉の認知度が低いこと、男性は女性に比べ仕事に費やす時間が長い一方で家事・育児時間が大幅に少ないことも明らかになっており、男女が共にワーク・ライフ・バランス*を実現するには多くの課題が残されています。

今後は、さらなる保育サービスの拡充を進めるなど社会全体での子育て・介護支援体制の整備を図るとともに、出産・育児を理由に女性が退職すべきという意識の解消や、ワーク・ライフ・バランス*の必要性の周知、男女がともに育児・介護のための休業・休暇を取得しやすい環境の整備、男性の家庭生活への積極的な参画*意識の形成等を進めていく必要があります。また、長時間労働や社会的孤立の問題など男性が抱えがちな問題も十分に視野に入れての男女共同参画の推進に取り組むことも課題となっています。

（４）「女性の人権の尊重」への取り組み

堺市では、DV*など女性に対する暴力の根絶に向けての取り組みとして、市民を対象とした講座や講演会を通じての啓発や、DV*窓口職員を対象とした研修等の実施、各区役所での女性相談窓口の設置など関係機関と連携してのDV*被害者支援に取り組んできました。

しかし、2010年度（平成22年度）の区役所女性相談窓口でのDV*相談者数は809人、同相談窓口や警察等を通じての一時保護件数は88件であり、そのうち「夫等からの暴力」が67件と依然として深刻な状況が続いています。市民意識・実態調査においても、DV*被害経験（身体的、性的、精神的、経済的暴力のいずれか）がある人の割合は、女性で31.2%、男性で9.9%となっています。また、DV*等の被害経験がある人のうち約3割が誰にも相談しておらず、相談した場合でも家族や友人・知人が相談相手となり、公的な相談機関や職場・学校の相談窓口はほとんど利用されていません。

こうした状況をふまえ、今後はDV*防止のための啓発を進めていくとともに、被害者が相談しやすい身近な窓口を整備し、それらの窓口の積極的な広報を進めていくことが重要です。また、2008年（平成20年）1月に改正配偶者暴力防止法が施行され、堺市においてもDV*に関する本格的な意識・実態調査の実施とDV*防止基本計画の策定について検討しています。これらの施策を通じて暴力の実態を詳細に把握し、効果的な手段を用いたきめ細やかな被害者支援や啓発の取り組みを進めていく必要があります。

第2章 施策の基本的方向（体系）

男女共同参画社会の実現をめざし、基本計画（10年間の基本方向）及び施策の具体的展開（前期5年の実施計画）を推進していくため、次のような視点をもって課題に取り組みます。

1. 視点

本計画を策定するにあたり、堺市の現状や課題をふまえ、次の5つの視点をもって取り組みます。

- 視点1 男女共同参画施策の推進による社会の活性化
- 視点2 市民のセーフティネット*の充実
- 視点3 すべての人が共感できる男女共同参画施策の推進
- 視点4 地域に根ざした男女共同参画施策の推進
- 視点5 男女共同参画の視点による施策の推進（ジェンダー主流化）

（1）男女共同参画施策の推進による社会の活性化

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、多様化する社会のニーズに対応するためには、能力がありながら十分に活躍する機会のない女性や外国人等、多様な人材の活用が必要です。経済の活性化と社会の持続的な発展のためにも、性別にかかわらず誰もがそのライフスタイルやライフステージに応じ、仕事と家庭生活や地域活動等を両立できる環境整備が不可欠です。

（2）市民のセーフティネット*の充実

経済の低迷に伴う雇用環境の変化や、家族形態の変容などを背景に、さまざまな困難に直面する人が増加しています。市民の生命と尊厳を守り、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、市民に一番近い窓口として、庁内外の連携のもと、あらゆる困難をかかえる人々の生活を支えるセーフティネット*を充実する必要があります。

（3）すべての人が共感できる男女共同参画施策の推進

これまでの男女共同参画施策が「働く女性のみの課題」として認識されることが多く、社会全体の意識の変革につながってきませんでした。男女共同参画社会*の実現が、男性や子ども、高齢者などにとって身近な課題であり、避けて通れない課題であるとの認識を広げ、理解と共感を深める取り組みが不可欠です。

（4）地域に根ざした男女共同参画施策の推進

地域における人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など、地域社会ではさまざまな変化が生じており、課題も多様化しています。活力ある地域社会を形成するためにも、若者や男性の地域活動への参画*や、方針決定過程への女性の参画*など、地域における男女共同参画施策を促進する必要があります。

(5) 男女共同参画の視点による施策の推進（ジェンダー主流化*）

すべての人が、性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らせる豊かなまちづくりを進めるためには、市のあらゆる施策に、ジェンダーの視点*をもって推進する「ジェンダー主流化*」への取り組みが必要です。そのためにも、それぞれの分野において男女がどのような状況にあるのかを明らかにし、各施策が男女にどのような影響を及ぼしているかを把握・分析するジェンダー統計*を推進することが重要です。

2. 基本課題

本計画の施策体系は、条例に規定する「基本理念」（第3条）に基づき、男女共同参画社会*の実現をめざし、5つの基本課題を設定し男女共同参画に関する施策を推進していきます。

- 基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
- 基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進
- 基本課題4 地域における男女共同参画の推進
- 基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出

3. 社会経済情勢等をふまえて優先的に取り組むべき重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する堺市の現状、これまでの取り組み等をふまえ、本計画では特に次の2項目について、重点的に取り組みます。

- 重点項目1 市の男性職員育児休業取得率を13%まで高めます。
- 重点項目2 市の審議会等委員の女性比率を40%まで高めます。

4. 計画達成に向けた進捗管理

計画の達成度や主な事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、次の3点に取り組みます。

(1) 「活動指標*（アウトプット指標*）＝“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の設定

主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、進捗について報告します。

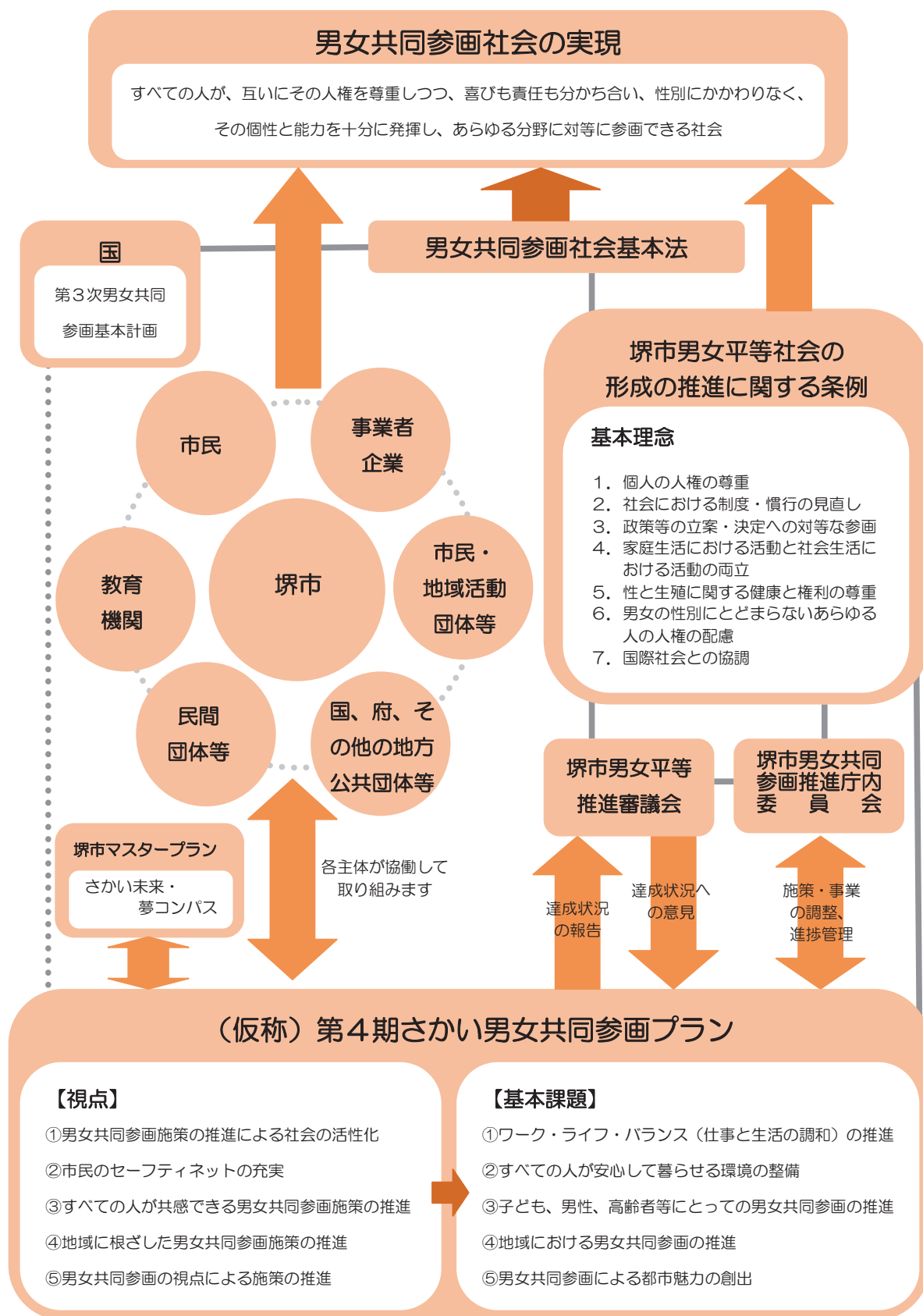
(2) 「成果指標*（アウトカム指標*）＝取り組みの結果、“何”が“どのように”なったか」の設定

5つの基本課題について課題の達成状況を測る成果指標*を設定し、2021年度末（平成33年度末）まで取り組みます。なお、中間年である2016年度（平成28年度）で達成状況を把握し、後期実施計画に反映します。

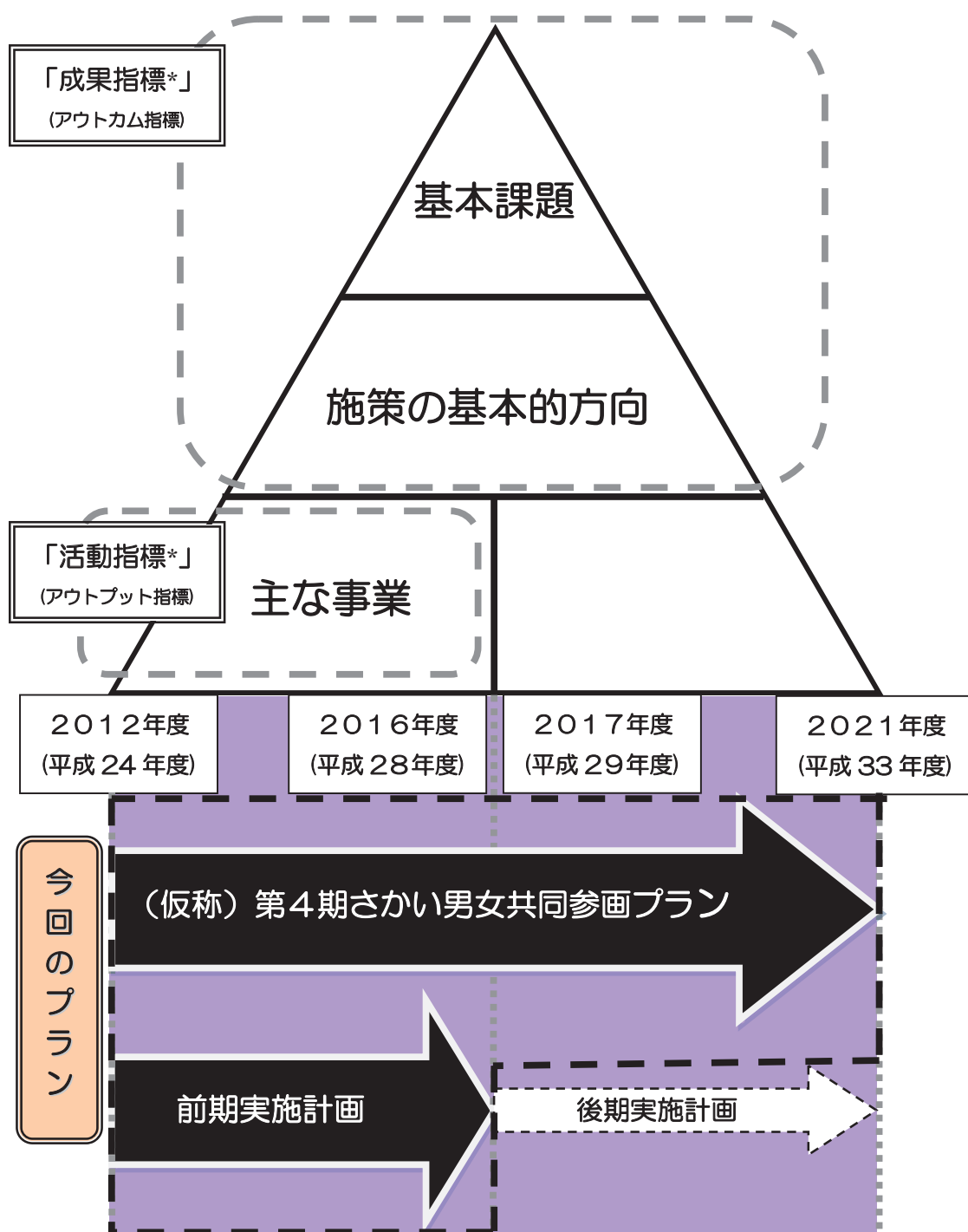
(3) 年次報告書による達成状況の市民への公表

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、公表します。

5. 計画概念図



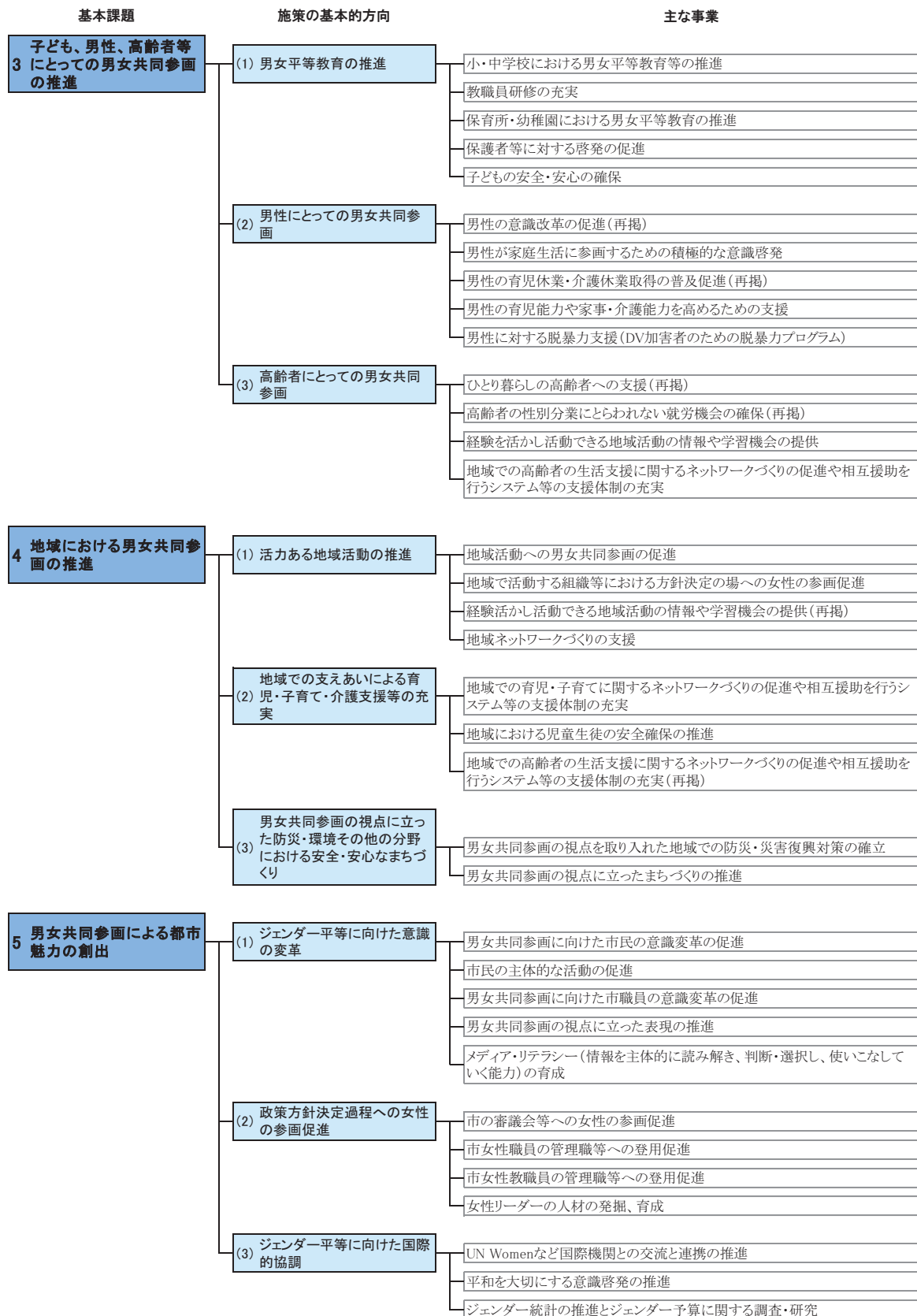
6. 計画体系図



- * 成果指標（アウトカム指標）…「取り組みの結果、“何”が“どのように”なったか」の指標。5つの基本課題について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、2021年度末（平成33年度末）まで取り組みます。なお、中間年である2016年度（平成28年度）で達成状況を把握し、後期実施計画に反映します。
- * 活動指標（アウトプット指標）…「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、進捗について報告します。

7. 計画の施策体系図





第3章 施策の基本的方向

I 基本計画(10年間の基本方向)及び施策の具体的展開(前期5年の実施計画)

基本課題 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*の推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*とは、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生のライフステージに応じてさまざまな生き方を選択することです。現状では主として家事・育児や介護などを担っている女性のアンペイド・ワーク(賃金が支払われない労働)に対する評価を是正し、雇用における男女の均等待遇をめざし賃金格差を解消することや、また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことにより、仕事と生活が両立できる社会を実現することが必要です。また、今後さらに少子高齢化が進行し、労働力人口の減少、グローバル化*が進展することをふまえれば、雇用の場において、女性をはじめ多様な人材の活躍を促進することは、必要不可欠です。

企業が仕事と生活を両立できる環境の整備に取り組むことは、生産性向上や優秀な人材の確保に役立つとともに、堺市が活力をもち持続的に発展するためにも重要です。

市民、企業、地域活動団体等さまざまな主体と行政が連携して、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、ワーク・ライフ・バランス*の社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及に努めます。また、引き続き保育所入所待機児童*の解消や多様な保育サービスの充実、ますますニーズが高まる介護サービスの充実等の環境整備等を進めていきます。さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*の防止対策を進めます。

成果指標		現状	目標
「ワーク・ライフ・バランス*」という言葉の認知度		20.3% (平成 22 年 11 月)	50%以上 (平成 33 年度)
「年齢や性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合 (「そう思う」「ある程度そう思う」の計)		27.1% (平成 22 年 7 月)	70% (平成 33 年度)
市の男性職員育児休業取得率		3.4% (平成 22 年度)	13% (平成 33 年度)
男性の家事に関わる平均時間 6歳未満の子どもを持つ男性 の育児に関わる平均時間 (平日/1日当たり)	家事	0 時間 48 分 (平成 22 年 11 月)	2 時間 30 分 (平成 33 年度)
	育児	1 時間 10 分 (平成 22 年 11 月)	

重点

【施策の基本的方向】

- (1) 人間らしい生活を送るための働き方の見直し
- (2) 女性の活躍による経済の活性化
- (3) 男性の働き方の見直し
- (4) 育児・子育て・介護支援の充実

（１）人間らしい生活を送るための働き方の見直し

年齢や性別にかかわらず、すべての人が心豊かな生活を送るためには、ライフスタイルや能力に応じた働き方を促進するとともに、あらゆる就業形態において能力を十分発揮できる環境整備を進めていくことが不可欠です。

そのためには、事業者と労働者双方に対して、ワーク・ライフ・バランス*の推進や効果についての積極的な情報提供と啓発を行うほか、労働関連各種法令の周知と情報提供、労働相談の実施等を進めていくことが重要です。あわせて、事業者等と連携して男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担えるよう、育児・介護休業の取得促進など職場環境の整備も進めていかなければなりません。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*は人権侵害であるとともに、就労環境を悪化させ、職場の労働意欲を下げる要因となります。各事業所において実効性のある防止対策に取り組むよう働きかけるとともに、第三者相談窓口の設置など問題の初期段階での解決を図っていく必要があります。

【主な事業】

労働関連各種法令の周知及び情報提供			
事業概要	堺労働メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」、さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じて、事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者に対し、パートタイム労働法、労働者派遣法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等の法律の周知と情報提供を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「e-わーきんぐ SAKAI」 メールマガジン登録者数 740 人 (平成 23 年 3 月)	1,400 人 (平成 28 年度)	雇用推進課
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。			男女共同参画推進課

男女がともに家庭責任を担える職場環境整備			
事業概要	<市内事業者等への取り組み> ワーク・ライフ・バランス*の考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供・啓発を行います。		
	<市職員等への取り組み> 全ての職員が仕事と家庭生活を両立するため、研修等を通じて、有給休暇や時間外勤務に対する意識改革を行うことで、ワーク・ライフ・バランス*の認識を高めるとともに、市政の効率的かつ効果的な運営に努め、市内企業の模範となる職場づくりを行っていきます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<市内事業者等> 「ワーク・ライフ・バランス*を考えるセミナー」 参加者数 年間 23 人 (平成 22 年度)	年間 50 人 (平成 28 年度)	雇用推進課
<市職員等> ・ワーク・ライフ・バランス*に関する役職者研修等の実施。			人事課 労務課

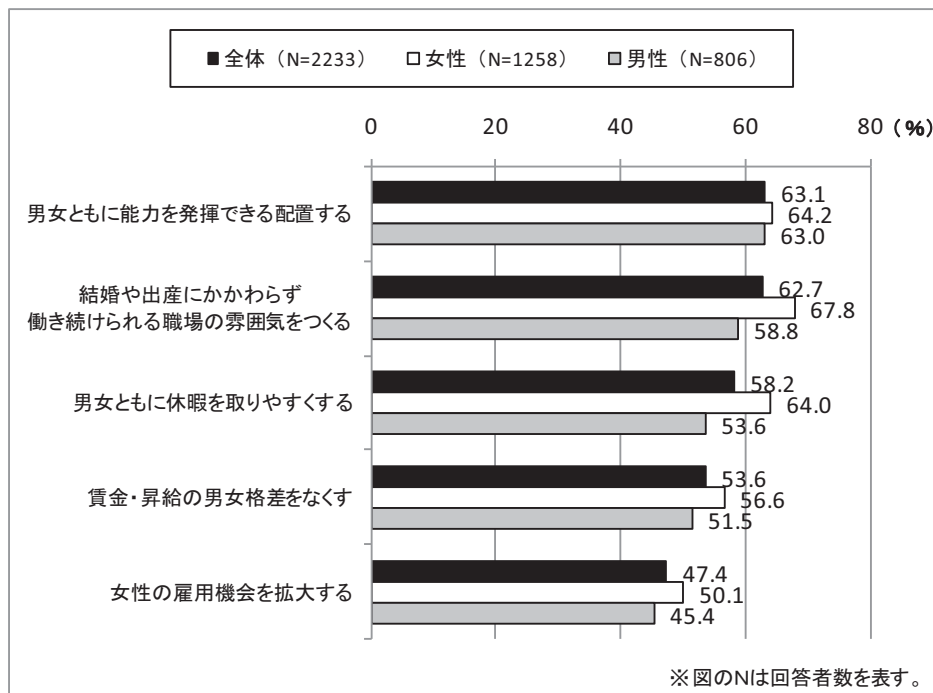


図 14 「男女が対等に働くために必要なこと」(堺市)(複数回答)

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成 22 年度)

解説

「男女ともに能力を発揮できる配置」は男女双方から望まれています。また、特に女性は、職場の雰囲気の改善や、男性が休暇を取りやすくなることも望んでいます。

セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進			
事業概要	＜市内事業者・労働者等への取り組み＞ リーフレット、チラシ等を活用し、事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。 ＜市職員等への取り組み＞ セクシュアル・ハラスメント*防止を目的とした研修等を実施し、セクシュアル・ハラスメント*事案をなくします。また、事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。 学校園においては、セクシュアル・ハラスメント*の防止を目的とした研修を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	＜市職員等＞ 事案発生件数 (担当課相談窓口及び第三者相談窓口における相談件数)	0 件 (平成 28 年度)	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員課
	＜市職員等＞ 研修実施率 90.2% (平成 22 年度)	100% (平成 28 年度)	男女共同参画推進課 各課
＜市内事業者・労働者等＞ ・国・府などが発行する冊子を使った、事業主・労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*防止啓発の実施。			雇用推進課
＜学校園等＞ ・教職員へのセクシュアル・ハラスメント*研修の実施。			教育センター

労働相談の充実		
事業概要	労働者が性別により差別されことなく安心して働くことができる職場環境の整備、雇用管理の改善に向け、労使双方を対象とした労働相談を実施していきます。	
・女性の悩みの相談（予約制）の実施。 カウンセリング件数 263 件（総枠 306 枠）（平成 22 年度）		男女共同参画推進課
・労働相談の実施。 労働相談のうちセクハラ・パワハラに関する相談 29 件 (平成 22 年度)		雇用推進課

(2) 女性の活躍による経済の活性化

2010年3月8日の国際女性の日に、国連女性開発基金（UNIFEM）（現 UN Women*）と国連グローバル・コンパクト*が共同で「女性のエンパワーメントのための指針を発表しました。これは、企業や民間団体が、女性のあらゆる分野の経済活動に参画し、地位向上を図るための取り組みを行う上での手引となるものであり、管理職、執行役員、取締役への女性の積極的な採用・任命や、意思決定過程とガバナンス部門における女性の参画割合を30%以上とすること等が提言されています。また、国連の ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）の報告によると、日本などの女性労働力率*が低い国において女性の活用を促進した場合、経済成長の影響に大きな効果がみられることを指摘しています。多様性に富み、持続可能な活力ある経済社会を構築するためにも、女性の人材を活用し、あらゆる分野において支援していくことが重要です。女性が十分に能力を発揮することができるよう、男女間の賃金格差の解消など、雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、事業者によるポジティブ・アクション*の取り組みを促進することが不可欠です。

また、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報の提供や相談の実施、セミナーの開催など、女性の就業機会拡大のための取り組みを進める必要があります。

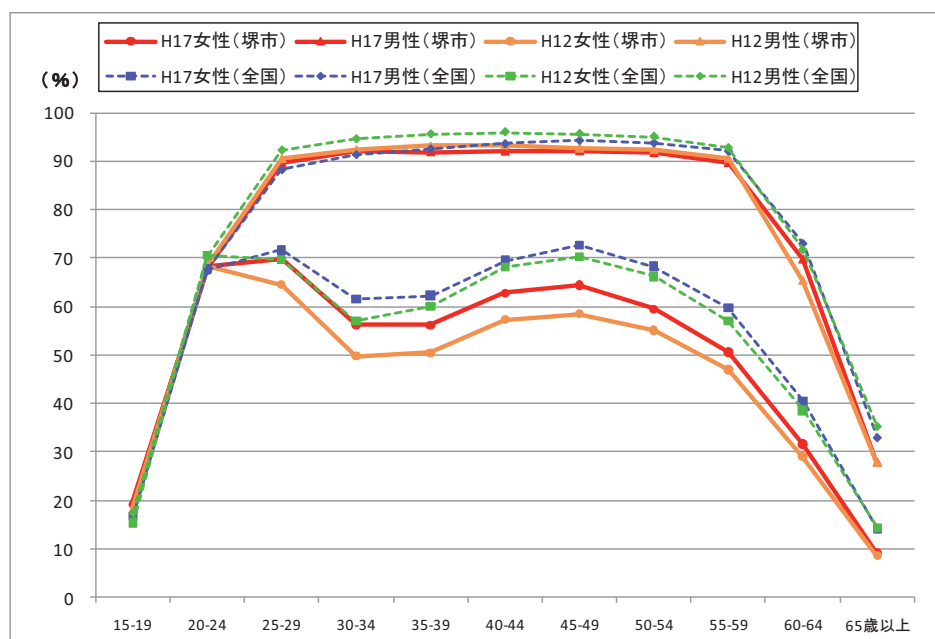


図15 年齢階級別労働力率（堺市・全国）

資料／国勢調査（平成12・17年）

解説

女性の年齢階級別労働力率をグラフに表すと、30歳代の部分が低くなったM字カーブを描きます。これは、結婚や出産、育児のために仕事を中断する女性が多いためだと考えられます。

* グローバル・コンパクト…持続可能な成長の実現のための世界的な枠組みづくりに向けた企業の自発的な取り組みであり、署名企業は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止等の10の基本原則を守って活動を展開していくことが求められる。2000年7月に国連本部において発足。

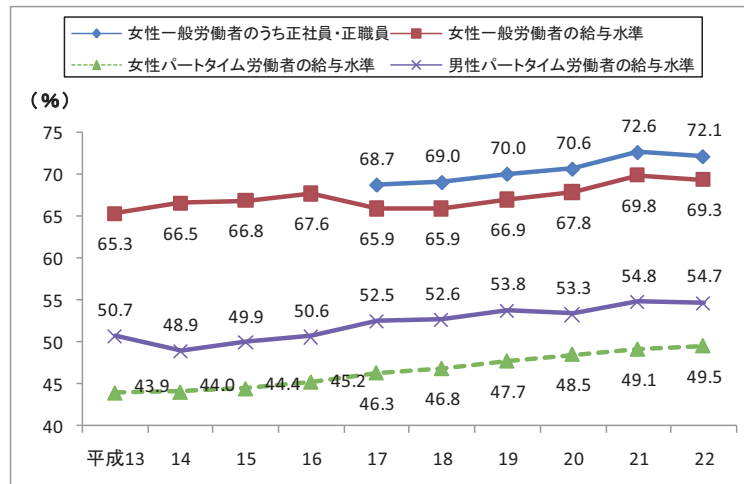


図 16 労働者1時間当たり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者*=100）（全国）

資料／厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

解説

女性一般労働者*の給与水準は男性一般労働者*の7割に満たず、依然として格差がみられます。

【主な事業】

ポジティブ・アクション*の普及促進等、働く女性への支援			
事業概要	＜市内事業者・労働者等への取り組み＞ ポジティブ・アクション*普及に向け、国・府等の啓発パンフレットやチラシ等による啓発を行うとともに、市内事業所の事業主・人事労務担当者等を対象に、女性の視点やアイデアを活かした企業経営を図るセミナーの開催や女性管理職の育成支援を行います。 ＜市職員等への取り組み＞ 市民の半数は女性であり、市の重要な政策決定の場に女性が参画*し、多様な視点や発想を活かして市民サービスを提供することは、市民満足度の高い市政の実現につながります。そのためにも、女性の人材育成と登用を進め、性別にかかわらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織の実現をめざします。		
	項目・現状	目標	所管課
活動指標	＜市内事業者・労働者等＞ 「ダイバーシティ経営*戦略セミナー」 参加者数 年間 22 人 (平成 22 年度)	年間 50 人 (平成 28 年度)	雇用推進課
	＜市内事業者・労働者等＞ 「上級キャリア・アップセミナー」 参加者数 年間 18 人 (平成 22 年度)	年間 50 人 (平成 28 年度)	
＜市職員等＞ ・女性職員の派遣研修の充実と参加拡大。			人材開発課

* 一般労働者…常用労働者のうち、「短時間労働者」以外のものをいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

女性のための再就職・転職支援			
事業概要	結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職を支援するため、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、セミナー等を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	さかいJOBステーション 女性しごとプラザ利用者の 就職決定率 44.3% (平成22年度)	50% (平成28年度)	雇用推進課
	ステップ・アップ・スタディ* 参加者数 40人 (平成22年度)	年間 延べ100人 (平成28年度)	女性センター

起業等をめざす女性への支援			
事業概要	起業等をめざす女性を支援するため、さかい新事業創造センター（S-Cube）*において、起業支援、経営支援をおこないます。また、新規就農者支援相談窓口の設置や、農業サポーター登録制度等により、市民の農業への参加を進めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	さかい新事業創造センター （S-Cube）*における 女性起業家の延べ入居者数 (平成16年4月からの累計) 14社 (平成23年8月)	累計 20社 (平成28年度)	ものづくり支援課
・新規就農者支援相談窓口の設置や、農業サポーター登録制度の実施。 農業サポーター登録者数 43名（内女性14名） (平成19～22年度累計)			農水産課

* ステップ・アップ・スタディ…再就職や社会参加を希望する女性に、新しい生き方を発見するきっかけとなるような講座を開設している。

（３）男性の働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス*を実現させるためには、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性の意識変革を促進し、男性の家事・育児・介護能力を高め、家庭生活や地域生活への積極的な参画*を促していくことが重要です。また、男性が家事・育児・介護、地域生活等に積極的に参画*していくための社会的な気運の醸成や、就業環境の整備も促進していかなければなりません。

特に、中高年の男性においては若い世代や女性などに比べ自殺者が多く、その背景として、過重な労働や職場でのストレス、男性が主に稼ぐべきであるという男性役割のプレッシャーなどが指摘されています。こうした問題を防ぐためにも、男性の仕事中心の生活を見直し、家庭生活、地域生活などへの参画*を促していく必要があります。

【主な事業】

男性の意識改革の促進			
事業概要	講座の開催、パネル展示、男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じて、男性の意識変革のための啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<市民・市内事業者等> 「女と男のエンパワーメント講座」* の男性参加率 11.3% （124 人中 14 人） （平成 22 年度）	20%以上 （平成 28 年度）	女性センター
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。（再掲）			男女共同参画推進課

男性の育児休業・介護休業取得の普及促進			
事業概要	事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者に対し、育児休業、介護休業等に関する情報について、ホームページや労働情報誌、ポスター、リーフレット、チラシ、堺労働メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」、さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じて周知を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	（再掲） 「e-わーきんぐ SAKAI」 メールマガジン登録者数 740 人 （平成 23 年 3 月）	1,400 人 （平成 28 年度）	雇用推進課
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。（再掲）			男女共同参画推進課

* 女と男のエンパワーメント講座…男女の意識改革や社会参画への能力を開発し、エンパワーメントを図るための講座を開設している。

自殺対策事業			
事業概要	自殺対策を取り巻く状況の変化に対応し、柔軟かつ真に実効性のある施策を推進するため、庁内連絡会を設け、関係各課との連携体制により総合的かつ計画的に取り組めます。 自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者全体の約 4 割が 40 歳代から 60 歳代の男性である現状から、事業所の経営者や労働者に対するこころの健康問題や自殺予防に関する啓発活動を推進します。		
	項目・現状	目標	所管課
活動指標	男性の悩みの相談事業	実施 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課
	自殺死亡率* 24.2 (平成 22 年概数)	19 以下 (平成 28 年度)	精神保健課 関係課
・働く男女のメンタルヘルス対策として「働く人のメンタルヘルス」ホームページの運営、無料出前講座、講演会・相談会等の実施。			精神保健課

* 自殺死亡率…人口 10 万人当たりの自殺者数。

(4) 育児・子育て・介護支援の充実

男女共同参画社会*を実現するには、男性の育児・介護への積極的な参画を促進すると同時に、地域をはじめとする社会全体での育児・介護支援を推進し、これまで主に女性が抱えてきた育児や介護に関する不安や負担を解消していくことが重要です。

そのためには、さまざまなライフスタイルに対応した保育サービスの提供、保育所入所待機児童*の解消、放課後における児童の活動の場の提供、育児・子育て・介護に関するさまざまな情報提供、生活環境の整備など、きめ細かな子育て支援・介護支援策を推進していかなければなりません。

【主な事業】

多様な保育サービスの提供と保育所入所待機児童*の解消			
事業概要	就労形態や児童の状況による多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり（自主事業を含む）保育、延長保育、夜間保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供していきます。 また、民間保育所の創設・増改築、学校園等の有効活用、認証保育所*の入所率向上、事業所内保育施設の整備など多様な施策を推進し、保育所入所待機児の解消を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	病児・病後児保育施設 1ヶ所 病後児保育施設 1ヶ所 （平成 23 年 4 月）	病児・病後児保育施設 3 カ所 （平成 26 年度）	子ども育成課
	一時預かり 81ヶ所 （平成 23 年 4 月）	100 カ所 （平成 26 年度） （保護者のニーズをふまえ事業展開）	保育課
	休日保育 4ヶ所 （平成 23 年 4 月）	7 カ所 （平成 26 年度） （保護者のニーズをふまえ事業展開）	
	夜間保育所 1ヶ所 （平成 23 年 4 月）	2 カ所 （平成 26 年度） （保護者のニーズをふまえ事業展開）	
	延長保育 全保育所 （平成 23 年 4 月）	全保育所 （平成 28 年度）	保育課 幼児教育支援室
	障害児保育 全保育所 （平成 23 年 4 月）	全保育所 （平成 28 年度）	
	保育所入所待機児童*数 431 人 （平成 23 年 4 月）	0 人 （平成 25 年度）	保育施策推進室

放課後における児童の健全育成			
事業概要	放課後児童対策事業として、「のびのびルーム」や「放課後ルーム」、放課後子どもプランモデル事業などを推進していきます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「のびのびルーム」 待機児童数 243 人 (平成 23 年 5 月)	0 人 (平成 27 年度末)	放課後子ども支援課

育児・子育てに関するさまざまな相談と情報提供及び生活環境の整備			
事業概要	子育て不安や虐待などの問題を抱える子育て家庭や、支援を必要としている子育てサークル等に対し、適切な育児相談・支援を行う「子育てアドバイザー派遣事業」、身近な保育所で保育士が相談相手になってくれる「さかいマイ保育園事業」、区役所での子育て総合相談窓口として「子育てワンストップ窓口」等を通じ、育児・子育てに関するさまざまな相談等を実施します。 さらに、市ホームページ「さかい☆HUG はぐネット」や子育て情報ケータイ配信事業「さかい☆HUG はぐメール」を活用し、子育てに関するさまざまな情報を庁内で連携して発信します。 また、子育て家庭等に対し、良質な賃貸住宅の供給と家賃補助等を実施し経済的負担の軽減を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	さかいマイ保育園事業 (平成 23 年度から実施)	登録児童数 1,200 人 (平成 26 年度)	子ども青少年企画課
	ワンストップ窓口の設置数 2 ヲ所 (南区・北区) (平成 23 年 4 月)	全区役所 (平成 26 年度)	
	さかい☆HUG はぐメール 登録者数 1,246 人 (平成 23 年 3 月)	5,000 人 (平成 26 年度)	
	子育てアドバイザー活動件数 514 件 (平成 22 年度)	1,000 件 (平成 26 年度)	子ども育成課
	住まいアシスト事業 年間新規 100 戸 (平成 22 年度)	年間新規 100 戸 (平成 28 年度)	住宅まちづくり課

介護に関するさまざまな相談と情報の提供

事業概要	区役所ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族、地域の人などに対し、介護に関する総合的な相談及び、支援を行います。
・介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用し、適切なサービスにつなぐ総合相談・支援の実施。 ・要介護状態にならないため、介護予防対象者の選定や介護予防プランを策定する。	高齢施策推進課

「カエル！ ジャパン」キャンペーンシンボルマーク



仕事と生活の調和推進室では、平成 20 年 6 月から、「カエル！ ジャパン」キャンペーンを展開しており、ワーク・ライフ・バランス推進のための国民運動の一環として、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成しています。現状を「変える」というちょっと勇気がいることを、「カエル！」と称して、誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、「愛嬌」をもって呼びかけています。

基本課題 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

配偶者等からの暴力（DV*）などの女性に対する暴力や子どもに対する虐待は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女平等社会の実現を大きく阻害するものです。近年、インターネットなどのメディアの普及により暴力の形態が多様化する中、暴力を許さない意識の醸成にむけた取り組みをさらに進めるとともに被害者の状況に即したきめ細やかな支援を行う必要があります。

また、社会経済状況の変化等を背景に、貧困など生活困難な状況に置かれた人々が幅広い層に広がっており、特に母子世帯やひとり暮らしの高齢女性の貧困率が高く支援が必要です。加えて、障害がある女性や在住外国人女性、同和問題などの状況にも留意し施策を進める必要があります。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*が尊重され、誰もが生涯にわたり健康に暮らせるための支援を進めるとともに、生命と多様な性を尊重し、安心して暮らせるまちとなるよう取り組みを進める必要があります。

成果指標		現状	目標
配偶者暴力防止法（DV 防止法）*の認知度		50.6% (平成 22 年 11 月)	100% (平成 33 年度)
子宮がん検診・乳がん検診の受診率	子宮がん	25.1% (平成 22 年度)	50% (平成 33 年度)
	乳がん	17.4% (平成 22 年度)	50% (平成 33 年度)
子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合（「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」の計）		39.2% (平成 22 年 7 月)	100% (平成 33 年度)

【施策の基本的方向】

- (1) 女性に対する暴力の根絶
- (2) 自立と安定した生活を送るための支援
- (3) 生涯にわたる健康支援
- (4) 子ども虐待の防止

(1) 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、すべての人が安心して暮らせる環境を整備していくうえで克服すべき重要な課題です。特に、配偶者等からの暴力（DV*）は、固定的な性別役割分担意識に根ざした構造的問題であり、親密な関係において行われるため外部からの発見が困難で被害が深刻化しやすいことから、社会全体で積極的に解決に取り組んでいかなければなりません。

女性に対する暴力を根絶するには、市民に対する意識啓発を継続するとともに、身近な相談窓口の設置や担当者の研修、被害者相談・支援体制の充実、各関係機関との連携の強化など、より一層の暴力防止対策と、きめ細やかで切れ目のない被害者支援を推進していくことが重要です。

また、セクシュアル・ハラスメント*の被害も、職場・学校・地域などさまざまな場で起こり続けているため、継続的に防止のための取り組みを進めていく必要があります。

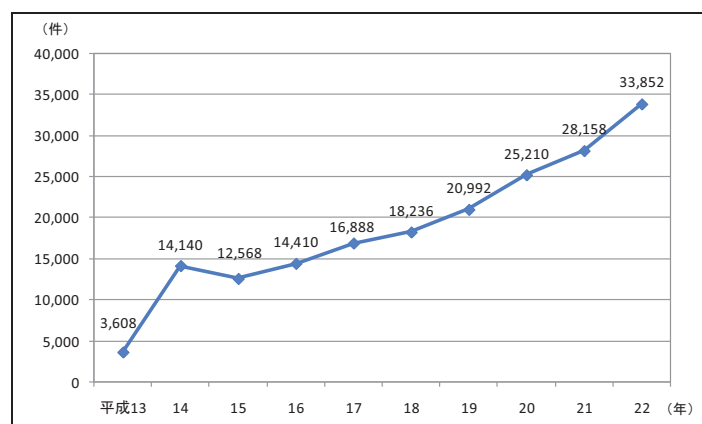


図 17 警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数（全国）

資料／内閣府『平成 23 年度版 男女共同参画白書』・警察庁資料より作成

解説

警察における配偶者からの暴力に関する相談対応件数は年々増加し、平成 22 年には 3 万件を超えています。

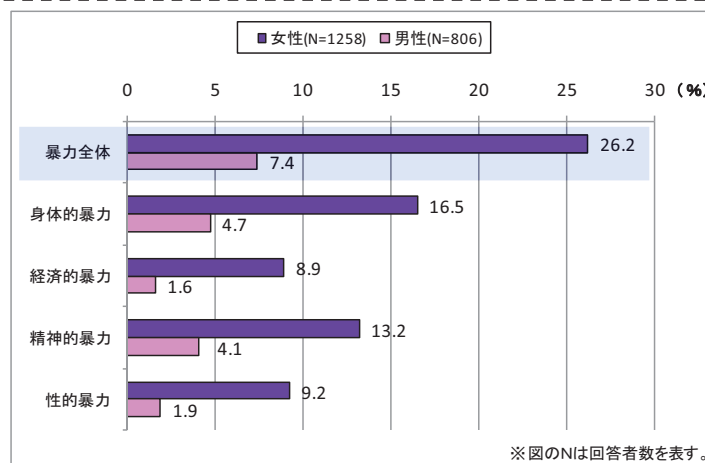


図 18 配偶者・パートナーから受けた DV*被害経験
（「あった」「何度もあった」の合計（%））（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 22 年度）

解説

女性の 4 人に 1 人が、配偶者・パートナーから何らかの暴力を受けたことがあると答えています。

解説 DVの種類…DVは身体的暴力だけではありません！

身体的暴力：平手で叩く、足でける、突き飛ばす、物を投げておどす、骨折させる など
 経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない など
 精神的暴力：長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、大声でどなる など
 性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せるなど

【主な事業】

暴力を許さない意識啓発の推進			
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動」事業として、堺市ホームページ、庁内の電光掲示板や庁内放送、懸垂幕、DV*対策堺市ホットライン案内カードの配架による啓発や講演会等を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	暴力の防止の講演会 教室等の受講者数※ 16,801 人 (平成 18～22 年度累計)	20,000 人 (平成 24～28 年度累計)	市民協働課 男女共同参画推進課 子ども家庭課 女性センター

※「堺女性大学（平成 23 年度からは、堺 自由の泉大学）DV*・子ども虐待対策講座」「女と男のエンパワーメント講座*（女性センター）」「男と女のフォーラム」「さかい男女共同参画週間行事の講座」「ライフクリエイター養成講座*」（男女共同参画推進課）」「DV*庁内職員研修」「（男女共同参画推進課・子ども家庭課）」「地域安全教室」（市民協働課）等、女性に対する暴力・犯罪防止に関連する講座の受講者数（延べ人数）。

被害者の相談・支援の推進	
事業概要	女性の人権擁護を前提とした相談・支援を行う体制を充実させるため、区役所への女性相談員の配置や、担当者の研修等を実施します。DV*被害者からの相談に対しては、大阪府女性相談センター・警察等関係機関と連携し、適切な保護・支援を図ります。
・女性相談・支援機能の充実。 来所・電話等による女性相談件数 2,375 件（平成 22 年度）	子ども家庭課 各区役所地域福祉課 又は子育て支援室

関係機関との連携の強化			
事業概要	関係機関との情報交換・連携のため「堺市 DV*対策連絡会議」を開催します。また、DV*被害者支援現場からの報告や講演など DV*に関する庁内職員研修を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	DV*に関する庁内職員研修 参加者数 年間 71 人 (平成 22 年度)	年間 100 人 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課 関係課

セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進（再掲）			
事業概要	＜市内事業者・労働者等への取り組み＞ 国・府等のリーフレット、チラシ等を活用し、事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*防止のための啓発を行います。 ＜市職員等への取り組み＞ 事案をなくすために研修等を実施します。また、事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。 学校園においては、セクシュアル・ハラスメント*の防止を目的とした研修を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	＜市職員等＞ 事案発生件数 （担当課相談窓口及び第三者相談窓口における相談件数）	0件 （平成28年度）	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員課
	＜市職員等＞ 研修実施率 90.2% （平成 22 年度）	100% （平成 28 年度）	男女共同参画推進課 各課
＜市内事業者・労働者等＞ ・国・府などが発行する冊子を使った、事業主・労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*防止啓発の実施。			雇用推進課
＜学校園等＞ ・教職員へのセクシュアル・ハラスメント*研修の実施。			教育センター

（２）自立と安定した生活を送るための支援

近年の経済低迷に伴う雇用の不安定化や、少子高齢化の進展、未婚・離婚の増加などの社会状況の変化の中で、経済自立が難しい人、社会的に孤立する人など、さまざまな困難を抱える人が増加しています。特に、女性においては非正規雇用や無職の割合が高いことから、母子世帯やひとり暮らしの高齢女性は貧困に陥りやすく、さらに障害者や在住外国人であること等により複合的な問題を抱える場合もあります。

こうしたさまざまな困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細やかな支援を進めていかなければなりません。

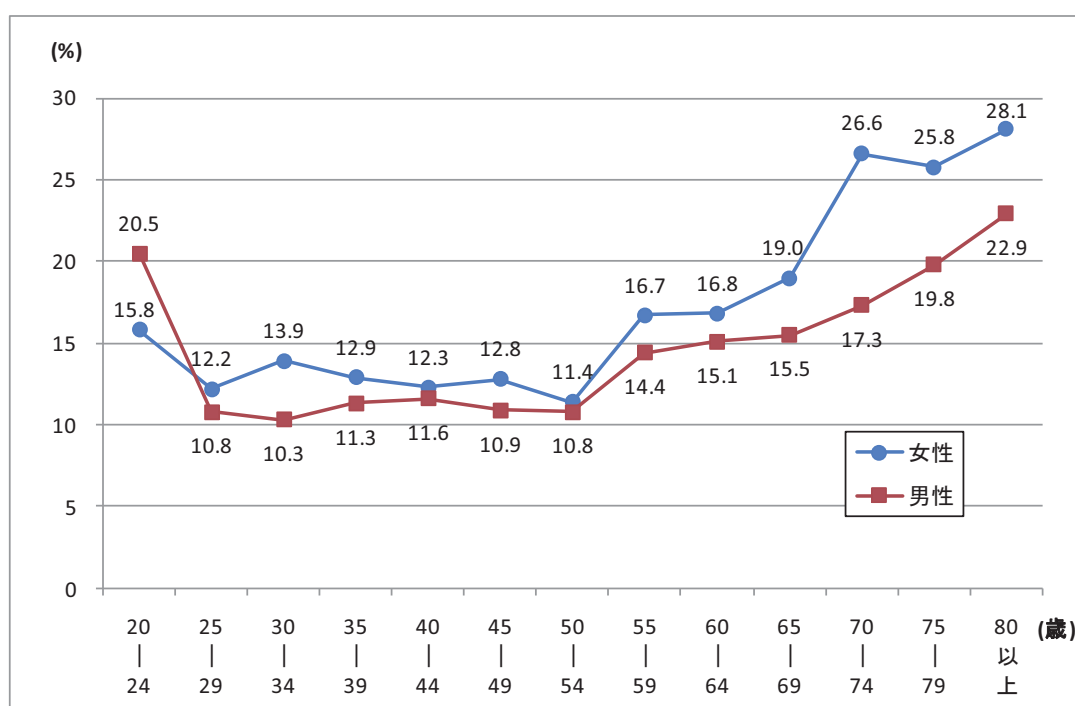


図 19 男女別・年齢階層別相対的貧困率*（平成 19 年）（全国）

資料／内閣府『平成 23 年版 男女共同参画白書』・厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 19 年）および内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計。

解説

25 歳以上のすべての年齢層で女性は男性よりも貧困率が高く、特に女性高齢者が厳しい状況におかれていることがうかがえます。

* 相対的貧困率…所得中央値の一定割合（50%が一般的。）以下の所得しか得ていない者の割合。預貯金や不動産等の資産は考慮していない。

【主な事業】

ひとり親家庭への支援			
事業概要	母子家庭等に対する就業支援のため、知識・技能を習得する講習会の開催や相談・紹介等を実施するなど、就職に向けたプログラムを策定し、就業から就業後に至るまでの一体的なサービスを提供します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	相談者の就職率 約 50% (平成 22 年度)	70% (平成 27 年度)	子ども家庭課

ひとり暮らしの高齢者への支援		
事業概要	地域包括ケア*の推進により、ひとり暮らしの高齢者を支援していきます。具体的には、高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実により、男女の生活実態や意識・身体機能等の違い等に配慮して、ひとり暮らし高齢者の自立生活を支援するとともに、新しい地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカー*を配置し、既存のサービスでは対応困難な課題に対処していきます。	
・コミュニティーソーシャルワーカー*の適正な配置。 ・高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実等。		高齢施策推進課

高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保		
事業概要	性別や年齢にとらわれず就業の機会等を確保されるよう意識啓発を行っていきます。また、シルバー人材センターでは、誰もができる就業先の開拓と女性会員が魅力に感じる職域の開発や環境の整備を推進します。	
・シルバー人材センターの女性登録者数の増加。		高齢施策推進課

障害者への就労支援			
事業概要	障害福祉サービスの拡充を図り、障害者就業・生活支援センター等の支援機関との連携強化や受入企業の開拓等を行い、障害者の福祉施設から一般就労への移行を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	障害者福祉施設から 一般就労への移行者数 87 人 (平成 22 年度)	560 人 (平成 24 年度～28 年度)	障害施策推進課 障害者支援課

* 地域包括ケア…高齢者が何らかの支援が必要となったときに、身近な地域において医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにするしくみ。

* コミュニティーソーシャルワーカー…どこに相談すればよいかわからない困りごとをいったん受け止め、地域のさまざまな力をつないで解決していくようアプローチしていく新しい地域福祉の専門職。

異文化理解の促進と在住外国人に対する支援			
事業概要	在住外国人に対する生活支援として、多言語での生活情報の提供や日本語学習機会の提供、生活相談や、行政書士による無料相談等を実施していきます。 また、市内在住の外国人に対する市内公共機関窓口等での外国語対応のため、市民通訳のボランティアを派遣します。 地域の国際交流の拠点として、国際交流プラザではさまざまな国の文化・観光・産業などの情報を提供する情報コーナーや、国際交流等の目的に利用できる会議室、DVD や図書の貸し出し等を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	国際交流プラザ利用者数 6,326 人 (平成 22 年度【7 月～3 月】)	年間 10,200 人 (平成 28 年度)	国際課
	国際ボランティア活動への 延べ登録者数 188 人 (平成 22 年度)	延べ登録者数 200 人 (平成 28 年度)	

(3) 生涯にわたる健康支援

男女がともに、生涯にわたり、思春期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていく必要があります。そのためにも、性差を考慮した適切な医療が受けられる環境づくりを進めていくこと、特に女性に対しては妊娠・出産の可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点から支援を行うとともに、すべての市民を対象とし、啓発活動や学習機会を提供することも不可欠です。

また、男女ともに各種健康診断を受けやすい環境づくりや健康教育・保健指導を進めるとともに、性感染症や薬物乱用など性と健康を脅かす問題への対策を強化していく必要があります。

さらに、食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化中、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進し、その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意することも重要です。

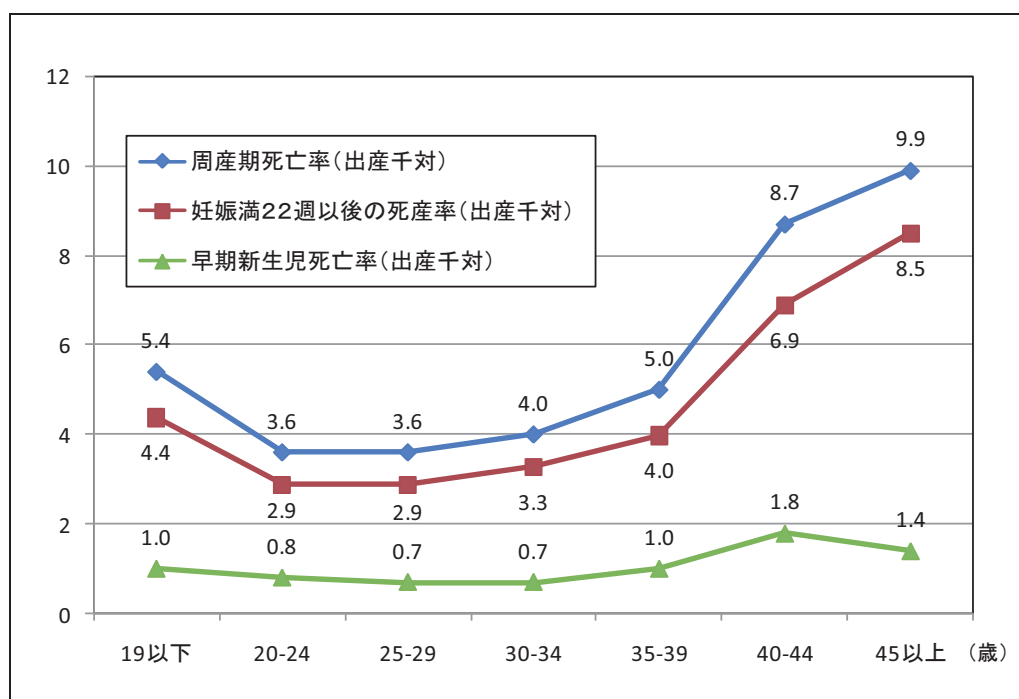


図20 母の年齢別周産期*死亡率（平成21年）（全国）

資料／内閣府『平成23年版 男女共同参画白書』・（財）母子衛生研究会「母子保健の主なる統計」（平成22年度）

解説

母の周産期死亡率や妊娠満22週以後の死産率は、特に40歳以上で高くなっています。また、19歳以下においても20歳代・30歳代に比べやや高くなっています。

* 周産期…妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。

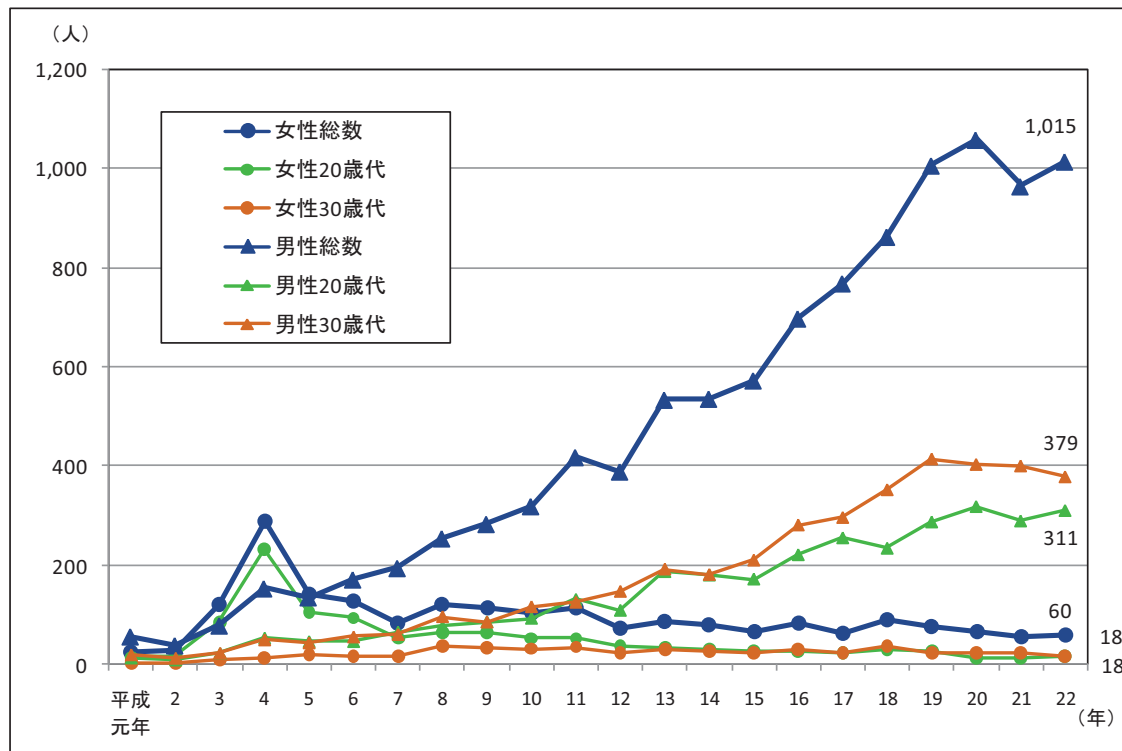


図21 HIV感染者の推移（性別・年代別）（全国）

資料／厚生労働省エイズ動向委員会『平成22年エイズ発生動向年報』、各年の新規HIV感染者報告数

解説

HIV感染者は特に男性で多く、平成22年時点で1,000人を超えています（男性総数）。その中でも、特に30歳代の感染者が多くなっています。

【主な事業】

生命と性を尊重する啓発の推進			
事業概要	男女が、互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、健康教育・普及啓発を推進します。 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人々に対する理解を深めるため啓発を実施するとともに、施策の推進に当たっては人権に配慮しながら展開します。 また、学校においては、正しい知識を身につけ、生命や自己を尊重し、適切な行動が取れるよう、発達段階に応じた性に関する教育を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「女と男のフォーラム」 「さかい男女共同参画週間事業」 における健康に関する講座 参加者数 年間 延べ 78 人 （平成 22 年度）	年間 延べ 90 人 （平成 28 年度）	男女共同参画推進課
	堺 自由の泉大学 一般教養講座における 健康に関する講座受講者数	年間 延べ 4,000 人 （平成 28 年度）	女性センター
・食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育推進イベント「さかい食育わんだーらんど」を開催し、食に関する様々な体験を通じて、食育の普及啓発を図る。			健康医療推進課
・性感染症や HIV／エイズについての正しい知識の普及・啓発、早期受診と治療の徹底、相談・検査・医療体制の充実などによる予防から治療までの総合的な対策の推進。			感染症対策課
・「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第三次戦略」に基づき、街頭キャンペーン、区民まつり等におけるパネル展示やキャラバンカーを用いた啓発、市内学校等への啓発資材の貸し出し等を通じ青少年の薬物乱用の未然防止を図る。			環境薬務課
・学校教育において、性や健康をおびやかす薬物乱用、喫煙、飲酒、感染症などについて保健体育科などの教科学習を中心に、教育活動全体を通じて発達段階に応じた適切な指導の実施。			生徒指導課 保健給食課

ライフステージに応じた健康対策の推進			
事業概要	男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、高齢期等のライフステージに応じて、的確に自己管理できるよう支援します。 子どもに食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けさせるための情報発信や、家庭における健全な食生活の実践をめざして、調理実習等の体験学習を取り入れた事業等を実施します。 特に妊娠・出産は、女性の体が大きく変化する時期であることから、妊娠期から産後における母体の健康の保持・増進を支援します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	地域周産期母子医療センター* 1 病院 産婦人科診療相互援助システム* (OGCS) 参画病院 3 病院 新生児診療相互援助システム* (NMCS) 参画病院 1 病院 (平成 22 年度)	広域的な対応が求められる「周産期医療*と救急医療の確保と連携」について、大阪府、大阪市等とともにその整備充実を図ります。 (平成 28 年度)	健康医療推進課
	食育体験事業 親子クッキング教室等 開催回数 63 回 参加人数 1,933 人 (平成 22 年度)	年間 開催回数 70 回 参加人数 2,000 人 (平成 28 年度)	
	早期妊娠届出率 (妊娠 11 週までの届出) 92.6% (平成 22 年度)	100% (平成 28 年度)	子ども育成課
・働く男女のメンタルヘルス対策として「働く人のメンタルヘルス」ホームページの運営、無料出前講座、講演会・相談会等の実施。(再掲)			精神保健課
・子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は、極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対する、特定不妊治療に要する費用の一部の助成。			子ども育成課
・妊娠期間を健やかに過ごし、安心して出産・子育てできるよう、妊産婦訪問指導、妊婦教室、新生児訪問指導等の実施。			子ども育成課 各保健センター

性差を考慮した生涯にわたる健康の保持・増進			
事業概要	疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援*を受けることが必要です。 性別や年齢、生活習慣など、一人ひとりの特性に応じた医療の充実により、生涯にわたる健康づくりを支援します。特に女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の早期発見、早期治療に努めるとともに、生涯にわたる健康に関する情報の提供と相談を実施します。		
	項目・現状	目標	所管課
活動指標	男性の悩みの相談事業	実施 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課
・女性の悩みの相談（予約制）の実施。（再掲） カウンセリング件数 263 件（総枠 306 枠）			男女共同参画推進課
・乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の推進をめざして、ピンクリボンキャンペーン*を展開。 ・子宮頸がんの原因の一つとされるウイルスへの感染を防ぐための子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成。			健康医療推進課

-
- * 性差に応じた的確な健康支援…生活習慣やホルモンバランスの違い等男女のさまざまな差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療などのこと。
- * ピンクリボンキャンペーン…ピンクリボンとは、乳がんの早期発見、早期治療を啓発するシンボルマーク。乳がんは、年々増加傾向にあり、年間約 5 万人の女性が乳がんと診断されている。10 月の乳がん月間を中心にキャンペーンを実施し、定期的な検診の受診と自己触診の必要性を啓発している。

（４）子ども虐待の防止

子ども虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼしかねない重大な人権侵害です。子どもを虐待から守るためには予防、早期発見・早期対応が重要です。そのため、子ども虐待防止に対する市民の関心を高めるとともに、一般市民の通報等についての周知を図ります。また、保育所、幼稚園、学校、病院、警察、児童養護施設、民生委員等の関係機関との連携を図るとともに、子どもが相談しやすい窓口の整備や、子育てに関する不安や負担が大きい親に対する相談・支援体制を充実します。

【主な事業】

子ども虐待防止に向けた意識啓発の推進			
事業概要	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に「オレンジリボン・キャンペーン*」を実施し、子ども虐待防止に対する市民の関心を高めるとともに、一般市民の通報義務等について周知を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	オレンジリボンを普及し、児童虐待を防止する広報・啓発活動等 年間 12 事業 (平成 22 年度)	年間 15 事業 (平成 27 年度)	子ども家庭課
	堺 自由の泉大学 一般教養講座における子ども虐待防止に関する受講者数	年間 延べ 1,500 人 (平成 28 年度)	女性センター

* オレンジリボン・キャンペーン…すべての子どもが健やかに育つように行政、民間が協働して、ひとりでも多くの市民の皆さんに児童虐待防止のために何ができるのかを考えてもらい、行動する機運を醸成することを目的として、11月の児童虐待防止推進月間を中心に大阪府内全域で、そのシンボルである『オレンジリボン』を広く普及させるキャンペーン。

子ども虐待防止に向けた関係機関との連携強化			
事業概要	子ども虐待の予防、発見、援助に至るさまざまな場面で、各関係機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に協力し対応できるように連携を図ります。 また、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー*を配置し、課題の未然防止、早期解決を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	子ども虐待連絡会議 1回※ 区子ども虐待連絡会議 各区1回 区子ども虐待ケース連絡会 各区4回 (平成22年度)	継続実施 「子ども虐待連絡会議」と 「区子ども虐待連絡会議」 のより一層の有機的連携を 図る。 (平成26年度)	子ども家庭課
	スクールソーシャルワーカー* が受けた相談に対する 解消・改善率 66% (平成22年度)	75%以上 (平成28年度)	生徒指導課

※平成22年度は、臨時開催を含め、2回開催。

子どもや親への相談・支援の推進			
事業概要	虐待をする親に対する支援として、グループ指導事業「MY TREE ペアレンツプログラム*」を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「MY TREE ペアレンツ プログラム*」の実施 年間 実施回数 全15回 参加者数 6名 (平成22年度)	年間 15回 10名 (平成28年度)	子ども相談所

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の「女性に対する暴力根絶するためのシンボルマーク」を作成しました。このシンボルマークは女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画は、「働く女性の課題」や「家庭内等の小さな課題」を解消するための施策としてのみ捉えられがちでしたが、子どもから高齢者、また、障害があること、外国人であること、性同一性障害*を有する人など、あらゆる人権に配慮し、すべての人が自らの課題として共感できるものとなるように取り組む必要があります。

そのためには、多くの男性が固定的な男性役割を担い仕事中心の生活を選択せざるをえない状況を見直し、多様な働き方や生活スタイルを選択できるよう、職場や地域などあらゆる場における慣行の改善や、労働時間を削減する制度の整備、意識改革を進めていくことが重要です。また、次世代を担う子どもたちが小さい頃から男女共同参画を理解し、その個性を尊重されて伸びやかに育ち、多様な選択のできる人生を送れるよう、学校園における男女平等教育や、その内容を充実するための教職員研修、保護者への意識啓発等を推進していきます。

さらに、今後の高齢社会を豊かなものにするためにも、高齢者を他の世代とともに社会を支える重要な一員として捉え、高齢者の社会参画に対する支援、経済的自立につなげるための環境の整備等を進めていく必要があります。

成果指標		現状	目標
女の子・男の子に対する期待格差	自立できる経済力 （「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	49.6 ポイント 女の子 37.8% 男の子 87.4% （平成 22 年 11 月）	女の子・男の子に対する高位の期待値に合わせ格差解消する （平成 33 年度）
	家事・育児の能力 （「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	43.5 ポイント 女の子 63.2% 男の子 19.7% （平成 22 年 11 月）	
	受けさせたい教育の程度 （大学・大学院を希望する割合の差）	24.0 ポイント 女の子 54.2% 男の子 78.2% （平成 22 年 11 月）	
市の男性職員育児休業取得率（再掲）		3.4% （平成 22 年度）	13% （平成 33 年度）
男性の家事に関わる平均時間 6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間 （平日／1 日当たり）（再掲）	家事	0 時間 48 分 （平成 22 年 11 月）	2 時間 30 分 （平成 33 年度）
	育児	1 時間 10 分 （平成 22 年 11 月）	

【施策の基本的方向】

- (1) 男女平等教育等の推進
- (2) 男性にとっての男女共同参画
- (3) 高齢者にとっての男女共同参画

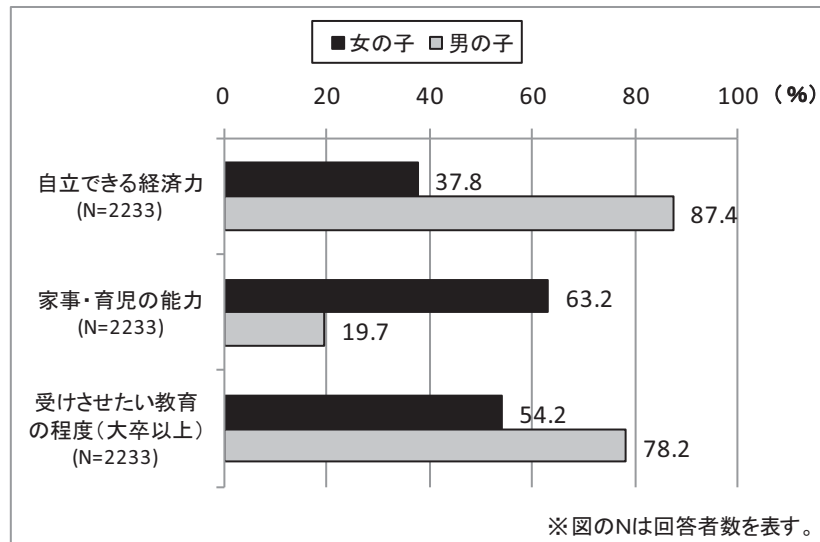


図 22 女の子・男の子に対する期待格差（堺市）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 22 年度）

解説

男の子に対しては「自立できる経済力」、女の子に対しては「家事・育児の能力」を期待する人が多く、女の子と男の子で大きな差があることがわかります。また、受けさせたい教育の程度についても女の子と男の子で大きい格差があります。

（１）男女平等教育の推進

男女がともに多様な生き方を選択できる社会を実現し、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、幼少期から男女平等教育を推進していく必要があります。

学校園においては、ジェンダー*にとらわれない個性を尊重した教育を推進するとともに、子どもたちが男女共同参画の考え方にもとづく自立及び職業に対する意識をもち、将来を見通した自己形成を促すための教育を行います。また、教育関係者に対する研修の充実や、保護者に対する啓発を進めます。